

農政産業観光委員会会議録

日時 令和2年9月30日(水) 開会時間 午前10時
閉会時間 午後4時52分

場所 第3委員会室

委員出席者 委員長 渡辺 淳也
副委員長 桐原 正仁
委員 望月 勝 早川 浩 永井 学 市川 正末
土橋 亨 小越 智子

欠席者 なし

説明のため出席した者

産業労働部長 中澤 和樹 産業労働部理事 山本 盛次 産業労働部次長 上野 睦
産業労働部次長(産業政策課長事務取扱) 一瀬 富房
労働委員会事務局長 小野 眞奈美 成長産業推進課長 有泉 清貴
産業振興課長 小林 徹 労政雇用課長 渡辺 一秀
産業人材育成課長 小林 靖 労働委員会事務局次長 小俣 謙

観光文化部長 中澤 宏樹 観光文化部文化振興監 小澤 祐樹
観光文化政策課長 村松 久 観光振興課長 小泉 嘉透 観光資源課長 三井 博志
世界遺産富士山課長 信田 恭央 文化振興・文化財課長 河野 公紀

農政部長 坂内 啓二 農政部理事 清水 一也 農政部次長 大久保 雅直
農政部技監 安藤 隆夫 農政部技監 中村 毅 農政部技監 武井 和人
農政総務課長 三井 一 担い手・農地対策課長 勝俣 匡章
販売・輸出支援課長 樋田 洋樹 農業技術課長 斉藤 修
果樹・6次産業振興課長 塚原 卓郎 畜産課長 渡邊 聡尚
食糧花き水産課長 近藤 隆 農村振興課長 小林 敏樹 耕地課長 茂手木 知

公営企業管理者 井出 仁 企業局長 三井 薫 企業局技監 平井 一仁
企業局総務課長 瀧本 勝彦 企業局電気課長 高野 武

議第(付託案件)

第81号 山梨県家畜伝染病予防法施行条例中改正の件

- 第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの
- 第85号 令和2年度山梨県営電気事業会計補正予算
- 第86号 令和2年度山梨県営温泉事業会計補正予算
- 第87号 令和2年度山梨県営地域振興事業会計補正予算
- 第92号 訴えの提起の件

請願第2-8号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択をもとめることについて

請願第2-13号 印章制度・文化を守ることについて

請願第2-15号 小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関することについて

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。また、請願第2-8号については継続審査すべきもの、請願第2-13号、請願第2-15号については採択すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、産業労働部・労働委員会関係、観光文化部関係、農政部関係、企業局関係の順に行うこととし、午前10時から午前11時36分まで産業労働部・労働委員会関係、午後1時から午後2時34分まで観光文化部関係、午後2時50分から午後4時14分まで農政部関係、午後4時30分から午後4時52分まで企業局関係の審査を行った。

主な質疑等 産業労働部・労働委員会関係

※第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(商工業振興資金貸付金について)

永井委員 課別説明書(産)の5ページ、資金対策費の中にある商工業振興資金貸付金について伺います。

先ほど課長からの御説明の中にもありました、商工業振興資金ですけれども、5月1日

から経済変動対策融資の中に、新型コロナウイルス感染症対策関係を創設して運用されたということでお話がありましたけども、まず、この融資の利用状況について伺います。

小林産業振興課長 5月にこの融資がスタートしたわけですが、8月末現在の経済変動対策融資全体のまず融資額につきましては、6月補正予算後の融資枠1,205億円に対しまして、融資件数が約7,000件を超えてございます。融資額は約1,180億円という状況でございます。そのうち実質3年間無利子、信用保証料がかからない新型コロナウイルス感染症対策関係融資の実績につきましては、融資件数が約6,500件、先ほどの7,000件の大部分がこの無利子融資という形になってございます。融資額は約1,040億円となっております、非常に高い利用状況となっております。

永井委員 非常に高い利用状況だと感じましたけれども、かつて同じように中小企業の方たちが大被害をこうむった平成20年のリーマンショックのときと比較して状況はどのような感じでしょうか。

小林産業振興課長 平成20年のリーマンショックにおきまして、平成20年10月31日に国の緊急保証制度ができております。したがって、平成20年11月からの融資実績と比較して、11月から6カ月の実績で、融資件数が約2,000件、融資額が290億円余という状況でございました。

これに対しまして、今回は、3月から国の危機関連保証等の経済変動対策融資がスタートしていますので、3月からの6カ月起算でしますと融資件数が7,229件で、融資額が1,190億円余ということで、その6カ月比較をしますとリーマン時の約4倍という状況となっております。

永井委員 今回の新型コロナウイルス感染症の影響によって、県内中小企業に対しての物すごく大きい影響を与えたということがよくわかったところですけど、この厳しい状況を県はどのように分析をされているのか、伺います。

小林産業振興課長 まず個人と法人の割合は、融資件数別で法人が約65%、個人が35%ということになってございまして、これは分母となる県内の事業者数の割合でいきますと、個人事業者は約47%、法人が53%ということでございますので、やはり個人事業主よりも従業員を雇っている法人のほうが資金繰りに苦慮している状況がうかがえます。

それから、特徴的なのが業種の状況でございまして、リーマンショック時は業者数も多いという中で、製造業、卸売小売業、建設業、この3業種がスリートップというか、ほとんどその業種が融資を受け、資金繰りに苦しむことが多かったんですけども、今回はその3業種もそうですけれども、リーマンショック時には影響がなかった、宿泊業、飲食サービス業の割合が非常にふえております。件数ベースでいきますと、製造業よりも直近の実績だと、件数の割合で、やや上になっているというような状況です。それ以外にも幅広い業種で生活関連サービスですとか、例えばふだん融資の出ない医療福祉など、今までに県の制度融資の需要がなかったような幅広い業種に融資利用がございまし

て、幅広い業種に影響が出ていると分析をしております。

永井委員 リーマンショックのときは、スリートップだけだったけれども、今回は幅広い業種が対象になっているということで、今回のこの融資額も、非常に大きな額となっているということではございますけれども、この現状を踏まえて、融資の利用見通しと、今後この融資の増額を使ってどのように対応していくのか伺います。

小林産業振興課長 今後の見通しというのは、数字的なものはなかなかはじきにくい部分もございませけれども、これまでの実績を参考に見込んでいくということを考えております。この融資自体が国の制度と連動しているものでございまして、今現在この制度は12月末の申し込み期限で、1月融資実行というのが期限になってございます。12月は年末なので、企業さんや事業者さんの資金需要が非常に多くなる時期と重なっております、実際に8月から9月にかけて、やや落ちつき傾向にあります、年末にかけて再び駆け込みも含めて大幅に増加することが考えられます。今回具体的な見通しという数字はお答えができませんが、そういう資金需要に備えて、今回の補正予算で大幅に増額を行っております。

今後は、融資の利用動向を1週間単位でウオッチしていますので、動向を見きわめながら、保証協会や金融機関としっかり連携しながら、資金繰り支援に万全を期してまいりたいと思っております。

国に対しても、制度の延長に対して、影響がどこまで長引くかというところが議論されていますけれども、知事会等を通じて、期間の延長等を要望しているところでございます。

永井委員 いずれにせよ、延長されなければ年末の受け付けということで、今回の増額で必要な企業には行きわたっていくのではないかと私も感じました。

最後に、現在この商工業振興資金の貸付金を取り扱う銀行にJAバンクが入っていないということで、私の支援者の中に、JAバンクを使っている、この融資を使いたいけど、なかなかほかの地銀等に相談するのは、ちょっと行きづらいというような声もございます。また、長野県はこの関係の資金をJAバンクでも取り扱えるというような話も伺っているんですけれども、今回700億円近い非常に大きい融資枠の拡大ということで、利用者ニーズに応える意味でも、このJAバンクでの取り扱いも検討すべきだと考えますが、いかがでしょうか。

小林産業振興課長 委員御指摘のとおり、現在、本県の商工業振興資金の取扱金融機関につきましては、基本的には県内の銀行、信用金庫、信用組合になっておりまして、JAについては対象外となっております。この経緯は、制度創設以来、農業というのは商工業ではないので、県内商工業者の金融の円滑化という目的でこの融資ができておりまして、農業とすみ分けということでJAが入っていなかったという経緯がございます。

そうはいいまして、今JAでも商工業が顧客としてあるようなお話も聞こえてくるところでございます。関東甲信越1都9県を調べたところ、JAを対象としているのは

長野県と新潟県だけでございました。あとは今のところ、山梨県と同じすみ分けをしているという状況でございます。この2県につきましては、各県庁に聞いたところ、やはり県土が広いので、地域の金融機関がJAしかないというお話も聞いております。そうはいいまして、事業者に寄り添った形で資金ニーズに応えていくのは重要かと思えます。今保証協会にも影響が出ますので、ちょっと時間がかかっていますが、ヒアリング等に入っております、検討をしているところでございます。

永井委員 ありがとうございます。

確かに今まで農業と商工業を分けた部分でJAバンクが取り扱っていなかったということですが、先ほど言ったように、純粋にJAバンクしか扱っていないという方がいて、やはり私もそうですけど、付き合いのない銀行に融資の相談をするのは、なかなか厳しいというか、しづらい面もあるので、せつかくこれだけの大きな融資なので、できる限り多くの方が利用できるような制度設計をぜひ検討していただきたいと思えます。

(産業集積促進助成金)

市川委員 成長産業推進課の3ページをお願いします。

先ほど交付対象企業概要一覧の追加資料をいただきましたが、助成予定額について、もう少し詳しく説明をお願いいたします。

有泉成長産業推進課長 助成金の要綱を令和2年3月31日づけで改正をしたところであります。まずは、改正前の旧要綱上で申請をしてきた会社が左から3件ございます。こちらから説明いたしますと、旧要綱では、自社所有地に工場などを整備する場合、この場合については、投下固定資産額、これは工場整備ですとか、あるいは設備の導入に係る経費ですが、その5%を助成するということになっております。横河さんの例でいきますと20億8,700万円余の固定資産額に5%を乗じますと、この金額になるということでございます。

2件目の松山油脂さんは、ちょっと複雑なのですが、おおむね途中購入をしたところに建てるんですが、一部自社所有地を含んでおります。土地を購入した場合には助成率は10%とすることとしておりますので、案分いたしまして投下固定資産額の6億3,000万円余に10%、一部5%乗じてこの助成額となっております。

3件目、フジメックさんの場合は、土地を購入して工場設備を導入するものでありますので、こちらの助成率は10%であります。これは上と下でわかりやすいかと思えます。

4件目の東京エレクトロンテクノロジーソリューションズさんについては、新制度の助成ということになります。新制度は見直しを図りまして、成長産業ですとか、あるいは地域経済を牽引するような事業については、より重点化を図ろうという趣旨で見直しを図りました。具体的な見直しについては、まず基本の助成率を先ほどの5%、10%をまずは半分に落としましたので、自社所有地の場合、2.5%で、土地を購入して建てる場合には5%の助成率としております。

従いまして、東京エレクトロンさんの場合、自社所有地ですから、基本助成率は2.

5%となります。先ほど、重点化を図ったと申し上げましたが、医療機器ですとか、本県の進めております水素・燃料電池関連、あるいは法律上、付加価値が非常に高いと認められるような事業につきましては、助成率を加算するという措置をしております。

東京エレクトロンテクノロジーソリューションズさんのこの事業につきましては、法律上の地域経済牽引事業に認定されております。先進性も高く、付加価値も高いということで認定されておまして、加算率をプラス3%としておりますので、基本助成率2.5%にプラス3%で、助成率は5.5%となります。5.5%で計算いたしますと、これは7億円を超えるということになるわけですが、同時に要綱で上限を5億円と定めておりますので、上限の5億円を助成金額といたしております。

市川委員

細かい説明ありがとうございました。

基本的には固定資産税が基本ということで間違いないですか。

有泉成長産業推進課長 固定資産税というより、工場整備あるいは機械ですとか設備導入に要する経費、実際に契約してその経費を払った額、これを投下固定資産額としてお示ししております。これを確認した上で、現地確認ですとか契約書、例えば支払い書類などを確認した上で、助成を行っております。

土橋委員

先ほどの産業振興課の話なんですけど、すごく助かっている企業はいっぱいあるんですけど、逆によく見てもらわないと、せっかくただで貸してくれるっていうから5,000万円借りたという人もいっぱいいますよね。そして中には、落ち込み方に関係して、一定のルールがあつただと思いますけど、20人くらいいる社員のところは、毎月400万円もくれるという話もある。

逆に困っているところの話をするると、機械電子産業みたいに、右肩上がりに伸びていない中小零細企業のところは、コロナの前までにどんどん売上げが落ちて、景気も悪くなっていると。そこへコロナの影響を受けて、本当に困っているところがあるけど、売上げが落ちてくると、何でこの会社が5,000万円とっているのに500万円なんだみたいなところと、そういうところは1カ月か2カ月でうまくいなくなる。

信用保証協会の話をするると、何年か前からもうギリギリだから、やっていけない。これで潰すわけにもいかないから、返済をストップしてくれよと。決められた金利だけはちゃんと払っているけど、保証協会まで保証料を上げてくるんだよね。保証協会の保証は最初0.8%とか0.9%で決まっていたんじゃないのかという話をしたら、2、3年、そのストップして返済だけしてよくなったら、また返していきたくて、そういう気持ちでいるところが、保証料まで上げられるという。そうすると、保証料のほうが金利より高く1%以上取っているようなことになってくると、首つりの足を引っ張る。今回だって保証料もただですよと打ち出しているけど、今回も寸前までにかかり落ち込んでいる企業というのは、本当にここで首つりの足を引っ張られるような状態になっている。

だから、人数的にどっちが多いかという話になると、大手企業のほうが人数は多いかもしれないけど、零細企業で苦しんでいる人たちをもう少し見てもらいたいなど。どうやって見てもらえばいいとか、どこへ行けばいいというルールをしっかりと決めてもらっ

て、中には取りあえず金なんか要らないけど、あそこの銀行は気に入らないから、うまいこと言って借りといて、そこだけはきっちりもらうなんて言っている社長さんもいる。

そういうことを承知しながら、さあ、出してやるじゃなくて、苦しいところにはしっぴかり出してやる。あなたのところは、これだけもうかって余剰金もこんなにあるから、要らないところには、社長さんがベンツに限らず外車に乗っているところが、借りている金額が多いです。ここの銀行で5,000万円、あそこの銀行で5,000万円借りたなんていっている人もいるから、ぜひその辺のところをしっかりと、手厚くというのは大手じゃなくて、中小零細企業のところをもう少し面倒見てもらいたいなど、そう思います。

小林産業振興課長 今回の融資につきましては、基本的には不況業種対策ですとか、セーフティネット4号、あと危機関連ということで、売り上げの減少というのが一定の要件になってございまして、それについて市町村が認定書を、関係書類を踏まえて、売り上げは確かに落ちていますねと、その証明に基づいて、金融機関のほうで融資をしているものと承知しております。

いろいろ今委員からお話がありましたけれども、確かに長期化するので、手元資金はある程度確保したいという企業の意識もあるかもしれません。そこは金融機関とその基準を満たす中で、それぞれ融資が実行されているものと認識しております。

委員がおっしゃられた零細企業とか、本当に困っているところも、今回の融資につきましては、件数も金額も、先ほど説明したとおり、かなり出ているんですけども、やはり今まではなかなかおつき合いがなくて、出していなかったようなところも、金融機関、保証協会が頑張って融資を実行していると承知してございまして、委員がおっしゃいましたけれども、助かっているという声も非常に多く聞いてございます。金融機関、保証協会がしっかりと審査する中で、ちゃんと必要なところへ必要な資金が行き渡るような形をとりたいと思います。

それから、もともと苦しんでいたような事業者さんに対しましても、国も新型コロナ特例リスクスケジュールといった形で、やまなし産業支援機構に相談窓口がございまして、もともと抱えていた借入金とか、その辺の対応を含めて、相談できる体制が整っておりますので、また、該当者にPRしていきたいと思っておりますけれども、相談窓口がございしますので、できる範囲の対応はしてまいりたいと考えております。

土橋委員 何ていうところですか。

小林産業振興課長 各県に、中小企業再生支援協議会というのがございまして、山梨県の場合は、やまなし産業支援機構の中にございますので、そこで相談内容を言ってもらえば、機構の中でつないでいただけたらと思いますので、そこは遠慮なく御相談いただければと思います。

(産業集積促進助成金について)

小越委員 先ほどありました産業集積助成金のことなんですけど、この4社の増加雇用数が書いてあるんですけど、正規の雇用の方が何人いらっしゃるのか、お示してください。

有泉成長産業推進課長 助成金の内容については、正規非正規を問わないということにしておりますので、これはさらに予定ですから、現在のところ内訳などは把握しておりません。

(雇用創出奨励金について)

小越委員 労政雇用課のところでありました雇用創出奨励金、正規雇用の方々を雇った場合にお金が出るという、そちらのほうも重点的にしていただかないと、投下資本の金額でやっていきますと、本当に正規の雇用の方がふえていくのか、疑問なところもあります。お金を持っている投下資本ができる会社は、いっぱい助成金がもらえるけど、正規雇用をふやしているところは、この300万円で5人ですよ。こちらの東京エレクトロさんは5億円で31人と、そのうち正規もどうかかわらないとなりますと、やはり正規雇用でしっかり雇うところの方々に、労政雇用課が持っています雇用推進事業費のほうを重点的にやるようお願いしたいと思います。

(人材シェアマッチング事業費)

(産)の7ページの人材シェアマッチング事業費についてお伺いします。

もう少し御説明いただきたいんですけども、993万円ということ、それなりのお金ですけども、企業に調査をするということですけど、誰が調査するのか、全ての山梨県内の業者なのか、その調査の仕方、誰がするのか、いつまでするのか、教えてください。

渡辺労政雇用課長 企業の調査につきましては、県が調査会社に委託をいたしまして行います。調査対象は、県内に本店または事業所のある企業約1万8,000社を想定しております。

小越委員 調査業務を委託するということは、山梨県の労政雇用課がするのではなく、この993万円のうち、そこに委託する会社のプロポーザルなり、委託費がこの993万円というこの理解でよろしいでしょうか。

渡辺労政雇用課長 委託費は993万円のうち一部でございまして、全てではございません。993万円にはPR費も入っております。

小越委員 993万円のうちPR費というのは少ないかもしれないから多分プロポーザルかどこかに委託すると思うんですが、それが900万円ぐらいあるということですか。

渡辺労政雇用課長 概算で約900万円でございます。

小越委員 それで、1万8,000社にお願いするということですけど、それはいつの時点なのか、今年末とどういふ方々が不足しているのか、どういふ方が必要なのかということ、そのいつまでに調査をするのか、例えば資格ですとか、どういふ業種とかということも含めて、日付とかどういふ形でやっていくんでしょうか。

渡辺労政雇用課長 調査時期でございますけれども、予算を御議決いただいた後、10月下旬から11月上旬にかけて、県内企業へ調査表を送付したいと思っております。

業種につきましては、限定をせずに県内企業、全ての業種に対して送付をしたいと思っております。

小越委員 10月下旬から11月上旬にできるということは、プロポーザルをかけてやるのは、もうすぐやらないと間に合わないわけですよね。10月下旬から11月上旬の間で、私のところはこのくらい人が足りない。私たちのところはこのくらい余剰になっているというのを合わせて、それをそのままマッチングする支援機構に情報を渡すということですか。

渡辺労政雇用課長 競争入札等につきましては、すぐに議決後手続を開始いたしまして、10月下旬から調査をいたしまして、回答を12月上旬くらいまでには受け付けをまとめまして、それができ次第、連携先である産業雇用安定センターにお渡しをして、人材マッチング支援をお願いしたいと思っております。

小越委員 これは、一旦その会社を退職するという手続になるのでしょうか。それとも、そこに籍を置いて派遣なり出向なり、出張という形にするのか、労働環境が変わるわけですから、労働契約の問題ですとか、労働条件のところは、誰が責任を持つのか、事故があったときにどこがするのか、それはどうなるんですか。

渡辺労政雇用課長 人材の余っている企業と、それから受け取りたい企業を抽出するわけですが、人材が余っている企業から不足している企業に行く際には、在籍型出向制度によりまして、辞めないで、会社に籍を置いたまま、一時的に移転するという仕組みでございます。出向元企業との労働契約は維持して、出向先とも契約をするということになっております。

小越委員 では、今在籍している会社の労働条件、給料、それからいろんな労使関係のもとに出向するという形になるということですよ。そうしたら、もうこっちのほうに戻ってきてほしいといったら、また自分の会社に戻れる。帰ってください、いいですよという確認をするということですよ。よろしいのでしょうか。

渡辺労政雇用課長 現在在籍している会社の労働契約が基本となりますけれども、出向先の勤務条件等もございまして、その辺の調整をいたしまして、出向の契約を結ぶことになります。その際、戻ってくるということが原則になりますけれども、状況によっては転籍という例もあると聞いております。

小越委員 労働力を余っているとか足りないとかで、物の交換じゃないので、そこで働いている労働者の生活もかかっているし、労働条件なので、物と物とが行ったり来たりするわけじゃないので、その労働条件や労働内容のところをしっかりと担保できることをしていた

だかないと、後で言った言わないとか、事故があったときにもなりますので、県がしっかりやるのですから、公のハローワークと同じような立場でやっていくと思いますので、労働者を守る立場から、しっかりやっていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※請願第2－8号 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の採択を求めることについて

意見

早川委員 引き続き、新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への影響が、大変厳しい状況下であり、今は官民挙げて、まずは、雇用を守り抜くための中小企業支援が最優先課題であると考えます。また、先日1円ではありますが、最低賃金が上げられて、10月9日から実行される状況です。今後も最低賃金の改善については、新型コロナウイルス感染症の状況、経済や企業収益等の回復の状況等を踏まえ、県民の意見を十分に聞いて、慎重に判断する必要があると考えますので、本請願は継続審査とすべきと考えます。

小越委員 先日、残念ながら最低労働賃金、山梨県は1円しか上がりませんでした。多くの方々から、わずか1円でどうやって生活していけるのかという声が上がっております。この間、毎年3%ずつ最低賃金が上がってまいりました。このままで行きますと、首都圏と山梨県の差は縮められておりません。今年、1円であったことに対して大きな怒りを感じると同時に山梨県として最低労働賃金が少なくとも1,000円、1,500円、そして全国一律の最賃制度をつくること国に求めることは当然の要求であり、この請願は採択すべきだと思います。

討論 なし

採決 起立多数により、継続審査すべきものと決定した。

※請願第2－13号 印章制度・文化を守ることについて

意見

望月（勝）委員 印章は、我が国の長い歴史の中で培われた伝統・文化、地域の地場産業的なものの技術的な結晶であり、そうした組織や個人の個性・人格の表現として、また、信頼の象徴としての役割を担ってきたところであります。

この印鑑は、特に、本県においては、伝統的工芸品として、産業・生活を支えてきたかけがえのない地域の資源であり、誇りでもあります。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、テレワークが一層推進されるなかで、国でも、印章の廃止論とか出ておりますが、これは大変難しい問題でもあり、一長一短には簡単にいかない問題でもございます。そうした中で、この印章制度・文化が不当におとしめられている状況の中で、テレワークの推進と印章制度・文化は、共存可能なものであり、本県としても、この伝統文化を守る。また、本県以外でも全国的に、印章協議会や印章業界の今までの歴史・文化、培ってきた技術、そうしたものの経済効果というものがありますから、そのような事を踏まえながら、本請願は採択すべきと意見を申し上げます。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※請願第2—15号 小規模事業者に対する支援及び支援体制の拡充・強化に関することについて

意見

永井委員 採択すべきと考えます。

今般のコロナウイルス感染症拡大及びその影響の長期化により、小規模事業者の売り上げは急激に減少し、事業継続が危ぶまれる状況にある。特に、本県においては、全企業数に占める小規模事業者数が全国平均よりも高く、その支援の如何によっては、危機的状況に陥る可能性が高いと思われま。

よって、小規模事業者に対する支援の拡充及びその延長を図るとともに小規模事業者の支援体制の抜本的強化を図る必要があるため、本請願は採択とすべきであると考えます。

討論 なし

採決 全員一致で採択すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(企業誘致の小規模オフィス移転について)

早川委員 企業誘致の小規模オフィス移転について伺います。6月の本会議の関連質問で、コロナの状況においては、本社とか工場だけではなく、いろんなセクションの誘致をすべき

と質問しました。答弁で、部長が産業集積助成金の中にも一部メニューがあるということだったんですけれども、今回知事の所信表明で、小規模オフィス等についてここで新しい支援策を展開するという、そういう文脈があったと思うんですね。これは、これまでとどう違うのか、まずお伺いします。

有泉成長産業推進課長 これまでの支援策ですけれども、先ほど予算案の中でもありましたが、高額な投資ですとか、あるいは製造業といった限られた業種のみを対象としてきたところがあります。

お話のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響で、会社機能の分散化を図る企業も出てくるだろうと。そういったサテライトオフィス等の設置需要には、これまでの仕組みでは対応できていなかったところがあります。

このことから、今回最低投資額といった要件を撤廃しまして、業種も問わず、小規模なオフィスの設置にも対応できる制度を創設し、支援を行っていきたいと考えているところがあります。

特徴としては、雇用人数も5人以上としまして、小規模オフィスに対応しているということ、それから社宅に関する経費も助成対象としていきたいということが特徴となっております。

早川委員 いろんな企業、いろんな種類を上げられていて、いいと思うんですけれども、住まいに補助金があるというのはいいことだと思うんですよ。ただ、もうちょっと詳しく、そういう対象とか制度があるんですけれども、どういう助成内容を詳しく教えていただきたいと思います。

有泉成長産業推進課長 新たな制度につきましては、まず業種を問わず対象とするということとしております。また、県外から5人以上雇用することを要件としておりまして、オフィスの設置に要する費用と合わせまして、県外からの雇用者のための社宅確保に要する経費まで助成することとしております。

さらに、オフィス等の取得だけではなく、オフィス、社宅の借上料、通信回線の使用料、社用車の借上料、オフィス、社宅の改修等に係る経費も助成対象としたいと考えております。

設置に対する助成は、投下固定資産額の10%としまして、限度額1,500万円、借り上げ助成につきましては、借上料の2分の1を3年間、年間の限度額を500万円としまして、あわせて最大3,000万円まで助成を可能としたいと考えております。

早川委員 その制度を使って、今度はターゲットについてなんですけど、新聞・報道等でも聞いて、確かに東京のサテライトオフィスの需要があるという、そういう肌感はわかるんですけど、県でアンケートなりデータなり、実際に東京のオフィスで、そういう需要があるのかどうか、その辺についてどういう根拠でどう考えているのか、お伺いしたいと思います。

有泉成長産業推進課長 まず、国の方針というのがあったかと思います。国では、東京一極集中是正、これに向けまして、まち・ひと・しごと創生基本方針におきまして、移住等の推進のため、地方へのサテライトオフィス開設運営ですとか、リモートワークの後押しをするということをおっしゃっています。

また、オフィス仲介会社の資料などを見ても、東京のビジネス地区におけるオフィスの空き室率、8月まで6カ月連続で上昇しているというようなことを承知しておりますし、都心におけるオフィス需要の減退が見受けられるところであります。

また、不動産関係会社の資料などを見ても、東京でのオフィス需要は減退感が強まっていると同時に、オフィスの拡張を検討する企業においては、選択する理由として、快適性の向上をしたいという企業が、昨年より増加しているとの分析も承知しているところであります。このような状況を受けまして、本県、豊かな自然環境等を有しておりますので、こうした需要の取り込みを目指していきたいと考えております。

早川委員 実際に、そういう動向があると。私も丸の内、特にオフィス族が近いところにマンションを持ったりしているんですけども、そういう人たちも、ほとんど都心に行かない。高額な所得の人たちを誘致できるということで、非常に興味を持っているんですけど、こういった中で、今度はこのアプローチ方法だと思うんですけど、これは6月にも言ったんですけど、他県が競って、同じことをやっている中で、山梨県は自然環境の快適性や都心への近さもいいんです。また例えば非常に重要なポイントで、教育環境、25人の少人数学級とか、遠隔教育とか、そういうようなことも、しっかりアピールしていかないといけないと思うんですけど、他県と競争してどうやってこの新しい、いい制度だと思うんですけど、どういう修飾をつけて積極的にアピールをしていくのか、そのアピールの方法をお伺いします。

有泉成長産業推進課長 制度の周知、非常に大事なこととおっしゃっています。これについては、具体的には県内外の不動産団体への周知をまずは図っていききたいということと、それから企業訪問などを通じまして、積極的に制度のアピールを行いまして、このサテライトオフィスなどの需要を取り込むこととしたいと考えております。

早川委員 さっき言い忘れたんですけど、例えばグリーン・ゾーンで安心だということもいいですし、ちょっとこれは情に訴えるじゃないんですけど、地方で山梨県にゆかりがある企業、サンリオとか資生堂とか、またはリプライ阪急とか、大阪とか名古屋も積極的に、東京だけじゃなくて、大阪や名古屋も来ると思うんですけど、その辺にアプローチをしていくべきだと思うんですけど、いかがでしょうか。

有泉成長産業推進課長 御指摘のとおり、企業訪問自体も幅広に行う必要があると思っておりますし、その際に合わせてサテライトオフィスなどについても新たな助成制度を設けましたので、御活用願いますといったことを周知してまいりたいと考えております。

早川委員 最後に、御案内のように、パソナが徳島に移りましたよね。最初は人事とか経理というアプローチだったんだけど、結局1,000人移ったことで、本社機能も移しちゃおうという、そういうこともあったので、ぜひここで山梨県が出おくれなように、スピード感を持って新しい制度も活用して、具体的に企業を誘致できるように、よろしくをお願いします。

(押印電子化装置開発について)

永井委員 判この電子装置開発等の県の考え方について、幾つかお伺いさせていただきたいと思っています。

9月25日の河野太郎行政改革担当大臣の記者会見の中で発言がありましたけれども、あたかも判こが不要であるというような報道がなされました。ただ、私はこの会見の内容の全文を見たんですけど、これは決して判こをなくしてしまえというようなことではなくて、あくまでも行政手続上の押印について省略を検討するというような発言でございました。ただ、いずれにせよ、先ほど望月委員からの請願の説明にもありましたけれども、印章業というのは、本県の貴重な地場産業であって、判こ文化を守っていくというのは、これは本県に与えられた、使命的なものであると私は考えています。

そんな中、6月議会の定例会の閉会後に報道された押印電子化装置開発の新聞報道がありました。見させていただいたんですけども、このような状況下の中で、この装置開発に期待を寄せている関係者というのが、やはり多くいらっしゃいます。そこで、この装置開発について、現在の検討状況と、またこの装置開発は政府のデジタル化の流れと印章文化の共存ができる環境が整って、本県としても積極的に取り組むべきだと考えますが、県の御所見を伺います。

小林産業振興課長 委員御指摘のとおり、本来は、行政手続の押印省略というような姿だと思うんですが、判こが不要というような議論が飛び交っている中で、知事が電子的プロセスに押印という行為を乗せる装置の検討ができないかということがございます。産業労働部の出先に産業技術センターがございます。こちらで、今既存の装置でもそんなに多くはないんですけども、押印を電子的プロセスに、電子印鑑ではなくて、取り込む製品もございますが、まだ高かったり、使い勝手の問題もございますので、その産業技術センターが中心となって情報収集、企業のヒアリング等を行いながら、いろいろ検討を進めているところでございます。今後も印章をしっかりと残していくためには、有効になるものではないかというふうに認識しておりまして、検討を鋭意進めてまいりたいと思っております。

永井委員 電子化装置の開発ですので、早々1カ月、2カ月後というわけにはいかないという部分は理解しておるわけですけども、先ほども申したとおり、この業界の方たちがこの装置に寄せる期待というのは、かなり大きいということでございますので、積極的にこれに取り組んでいただきたいということと、もう一方で、業界関係者からこの印章文化の存続とともに、先ほど冒頭で言った判こたたきとも思えるような情報発信がいろいろとあって、決して今までの議論の流れの中で、判こ全部をなくしてしまえという

ような話ではなくて、あくまでも手続上のものを簡略化できないかという部分の中で、決して大枠で見ると、判こ文化を否定しているような意見ではないんだけど、やはり一部を抽出して、情報が先走ってしまうということの対応とかですね、例えばそういうことを、より多くの人たちに知ってもらうためには、判こ文化の価値をもっとPRしていくことが、重要であると思います。

この電子化装置の開発のほかに、ぜひ展示会とか、例えば判こフォーラムの開催をして、より広い方たちに、判こ文化のことを知っていただく機会というのが必要であると考えますけれども、御所見を伺います。

小林産業振興課長 印章文化のPR、周知が重要であり積極的に取り組むべきではないかという御質問かと思えますけれども、これにつきましても、委員御指摘のとおり、そういう風潮が出ておりますので、しっかりその印章の重要性というものを訴えていかなければならないという認識でございます。観光文化部の所管になりますけれども、文化的価値の発信ということで、8月から県立博物館の常設展示の中で、印章の展示もやっています。

今後につきましても、さまざまな場に印章の重要性を訴えるような取り組みの検討を進めて、観光文化部とも連携をする中で、進めていきたいと考えております。

永井委員

ありがとうございました。

常設展に組み込まれたということもPRしておかないとわからない話です。小学生とか中学生が博物館で見るというのは、非常にいい機会だと思うので、その部分と、先ほどおっしゃったように、いろんな部分の中でPRをしていただきたいと思えます。

いずれにせよ、印章業は、本県にとって非常に大事な地場産業であるわけですが、やはり特に印章業を営む方たちというのは、零細企業が多くて、御家族でやられているところもたくさんあると思えます。また、知事も積極的に判こ文化、印章文化を守っていくんだということの会見なり発言をしていただいております。

なかなか、自助だけでは立ち行かないところが多々あって、やはり行政として県の支援が必要だと思いますけれども、中澤部長、ぜひこの印章のことにに関して、知事からのコメントもあるんですけども、産業労働部として、これからこの判こ文化を守っていく、判こ産業界を守っていくというような観点から、ぜひ部長のほうからコメントをいただければと思います。

中澤産業労働部長 今回、判こが非常に注目されているというところで、昨日も知事が記者会見したところであります。やはり一部誤解があって、今回行政手続の効率化、これを推進するうえで、押印を省略というお話が、ちょっと広目の話になってしまって、判こ不要論に行くような、こんな風潮は、やはり改めていただかなければならない。そこはしっかり県としても情報発信をしていきたいと考えております。

また、先ほども話があったとおり、判こ文化としての部分もありますので、判この重要性というのを皆様に認識していただく。さらに、この伝統産業としての印章業界についても、今回の補正予算の中にもその展示会等々、これにも関係する部分がございます。そういった形でしっかりと産業としての振興の支援もしていきたいと。いろいろな形を

とりながら、この判こ文化、判こ産業をしっかりと守っていきたいと考えております。

(産業集積助成金について)

小越委員

先ほど早川委員からありました産業集積助成金のことについて、まずお伺いします。

先日、産業労働部から資料をいただきまして、ウイズコロナ時代の会社機能分散ニーズに対応した企業誘致支援制度という資料をいただきました。それに書いてあることをちょっと確認したいんですけども、今回それによりますと10月、今回予算が成立した後に、新たなオフィスを設置する場合のメニューの追加と、赤枠にあります。そのほかに、製造業や今まで既存の産業集積助成金の制度が書いてあるんですけども、新たなオフィスを設置する場合と、今までの産業集積助成金が幾つかあるんですけど、これは併用ができるのでしょうか。

有泉成長産業推進課長 重なりがさほどあるとは思っていませんので、重ならない部分についてですので、補正予算に出しました事業の分とこちらのオフィスのほうで、双方あれば双方助成対象となるということであります。

小越委員

例えば、製造業でオフィスを新たにここに借りると同時に、製造業で新たに工場をつくるとなると、両方使えるという理解でよろしいのかということなんですけど。

有泉成長産業推進課長 それぞれの要件を満たせば、それぞれを適用していくということであります。

小越委員

先ほど早川委員からも話がありましたけれども、県外からの転勤者、新規採用者、合わせて5人以上と書いてあるんですけど、その次に県外からの転勤者、新規採用者、合わせて5人以上となり、居住の実態を有することって書いてあるんですけど、この居住の実態とは、例えば住民票を移していただくのか、何をもって居住の実態とするのか、誰が把握するのでしょうか。

有泉成長産業推進課長 確認は住民票でいたします。

小越委員

住民票を例えば都内から山梨県に移していただいて、そこで住んでいただく人が5人以上でという理解でいいんですね。そうすると、その5人の方々が山梨県に税金を納めていただく高額富裕層の方も含めてということになるということをご想定してよろしいんですね。

有泉成長産業推進課長 住民票で確認して5人以上となれば、対象要件に該当しますので、交付をするということになります。

小越委員

何年間居住するとか、そういう条件があるのでしょうか。1年とか5年とか10年とか、どうなんでしょうか。

有泉成長産業推進課長　そこまでの要件を設けるということではございません。

小越委員　わざわざここに居住の実態を有するということが、なおかつ5人の方々が山梨県に住民票を移していただくということを条件にしているというのは、山梨県に住んでいただく、定住・移住、そこで山梨県に税金を納めていただくということを想定しているんじゃないかなと思ったんですけど、その期間が1カ月でも2カ月でもいいとなりますと、いろんな人が出たり入ったりしているだけで、山梨県に移住するという事にならないので、山梨県に住んでいただく、移住推進ということも含めれば、そこに縛りをかけるほうが、山梨県にとってプラスになるんじゃないかなと思います。

ただし、居住をしていただくとなりますと、かなりハードルが高くなるということもあると思うんです。先ほど早川委員からもありましたけれども、山梨に住む、そこで1週間とか2週間その期間だけ、そのオフィスで仕事をするのではなく、山梨に住んでいただくということを条件にしますと、ハードルがかなり高くなるような気もするんですけども、それはさっき言った教育ですとか、福祉ですとか、いろんなお買い物へ行ける場所を含めですけど、そういうところの整備は他の部とどのように連携していくんでしょうか。

有泉成長産業推進課長　これは企業が主体的にオフィスですとか社宅の整備をしていくということを想定しておりまして、そのほか連携できるような施策があれば、合わせて連携もしていきたいと考えておりますが、直接的にこの助成について、連携をしながら進めていくということではございませんので、連携している施策があれば連携をしていくことを考えております。

小越委員　そうしますと、居住の実態を有するというのが、なかなかハードルが高くなってきてしまおうと思うんです。でも山梨県とすると、山梨に引っ越して移住して定住して人口をふやしたいというのも、あるんじゃないかなと思うので、そこはほかの部署とも、この問題をただサテライトオフィスを貸してもらって、1週間、2週間滞在してもらおうじゃなくて、そこに住んでもらうということも、この条件になっておりますので、ぜひそこはしっかりやらないと、なかなかハードルが高過ぎて来ないようになってしまったらまずいなと思います。

(出張労働相談会について)

もう一つ違う話ですけども、労働委員会の出張労働相談会についてお伺いいたします。

出張労働相談会、9月23日、10月10日というチラシが出ているんですけども、周知徹底はどのようにやっているんでしょうか。

小俣労働委員会事務局次長　出張労働相談会につきましては、ポスター、チラシを県内各市町村や県の施設等に送付しております。また、使用者団体であります経営者協会や中小企業団体中央会、労働組合関係に配布もしております。また、県のラジオスポット放送を活用し、出張労働相談会について、9月から10月にかけて時間帯は決まっておりますが、周知をしているところです。それに加えて、今回は、求人ウイークリーの情報誌に出

張労働相談会の記事を4回載せることとしております。また、フリーペーパーにも載せて、より多くの方の目にとまるような形で周知をしているところであります。

小越委員

労働委員会の役割とすると、使用者側と労働者側のトラブルの解消ということで、あつせんすると思うんですけども、労働相談会といいますと、どちらかという、労働者が困っていて、組合もない、誰に相談していいかわからない。公のところに相談に行きたいということで、労働相談会のチラシを見て来る方が多いと思うんです。そういう狙いが必要だと思うんですけど、この労働相談会のチラシのところに、労働委員会とは労働トラブルを解決するのは行政機関です。こんな労働相談をお受けしていますというところに3つ書かれています。

1つ目、新型コロナウイルス感染症による業務悪化のため、自宅待機を命じられましたが、有給休暇を取得するよう言われました。こういう相談ですね。

2つ目、ハラスメント相談をしても、会社が対応してくれません。

3つ目、業務が減少したので、妊娠した従業員に退職勧奨したいです。

3つ目に、これが書いてあるんですよ。業務が減少したので、妊娠した従業員に退職勧奨してもいいんですか。

小俣労働委員会事務局次長 今の点につきましては、勧奨をしてもらっては困るんですが、そういうことを言われた場合の相談ということで、こちらは記載をさせていただいております。

小越委員

私たちが見たときに、業務が減少したので、妊娠した従業員に退職勧奨したいです。じゃ、それを労働委員会に言ったら何とか退職勧奨をうまくしてくれるのかと。違いますよね。これは法律違反ですよ。やっちゃいけないこと。妊娠したら退職勧奨しない。マタニティハラスメントを労働委員会がやっているんじゃないですか。普通の人がこれを見たときにどう思いますか。何だ、山梨県の労働委員会は妊娠した従業員を退職勧奨にどうやってやればうまくやれるか教えてくれるのかと思うじゃありませんか。

こんな例をどうしてここに書くのか。こういうことをしてはいけませんというふうに言うのが労働委員会じゃありませんか。労働委員会の相談に書くのは不適切です。極めて不適切です。誤解を招きますよ。労働委員会がマタニティハラスメントを推進しているかのようになっちゃう。こんな事例を書く必要はないんですよ。むしろこれはやってはいけませんということを、囲みで書くぐらいでもいいと思います。何でこれをわざわざこういう事例を挙げるのか。非常に不愉快ですよ。非常に不適切です、労働委員会として。

しかも労働委員会ですよ、普通のところじゃなくて労働の立場に立ってやるところが、どうしてそれを公の立場でこんなチラシを多くの方々の目にとまる場所に、チラシを配るのか。多くの方々にこのチラシが行っているわけですよ。本当にこんなことが許されるのかと、私は思いますよ。すぐにこのチラシは撤回していただきたいと思います。いかがですか。

小俣労働委員会事務局次長 受け取り方によって勘違いといいますか、間違いもあると考えますので、

こちらのほうでは現在それにつきましては、しっかり対応させていただきますし、使用者側で万が一こういうようなことを考えているということで、相談に来た場合には、そういうことはできないと相談に応じておりますので、今後とも間違いがないように、しっかり相談対応させていただきたいと考えています。

小越委員 勘違いじゃないんですよ。それは、労働者側がまずいということですか。違いますよね。わざわざこの文章を書く必要はないんですよ、こんなところに。これを見た人はどんな気持ちがしますか。本人だったらどう思いますか。それが公に配られているわけでしょう。こうやって多くの人に。妊娠したら退職しろと言われていて。それがどうしましょうかと。こんなことを書く必要はないんですよ。それは労働委員会がこういうふうにしたいと思っているのかと思うじゃありませんか。誤解じゃなくて、これは間違いなんだから、削除するんですよ。これは削除することしかないと思います。それは言い訳じゃないですか。見た人がどう思うかと考えて、このチラシはこのところを削除させていただきたいと思います。いかがですか。

小俣労働委員会事務局次長 その点につきましては、こちらのほうでも検討して、対処させていただきますので、よろしくをお願いします。

小越委員 検討したら報告ください、どういうふうに対応したのか、必ず報告くださいね。これは、チラシでみんなに配られていると思うと、女性の方々、それから使用者の人、それから労働者の人、どんな気持ちになるかを含めて、どうやって対応したか、報告をお願いします。

小俣労働委員会事務局次長 報告させていただきたいと思います。

(G o T o イートについて)

望月(勝)委員 10月から農水省が導入しているこのG o T o イート、山梨県でも非常に飲食業、特に小規模な飲食業の方が、非常に新型コロナの関係で苦勞いただいて、その生活も大変というような状況でございますが、そんな中で、この間も知事からも答弁がありまして、代表質問の中でもありましたけど、国では飲食業に対する需要喚起を図るために、このG o T o イートをするということで、10月になれば、この前のG o T o トラベルキャンペーンと同時に進んでいくと思うんですけど、これはちょっとG o T o イートの関係のキャンペーンの諸手続というか、申請についてちょっと伺いたいと思います。

まず、このG o T o イートキャンペーンは、どのような内容のものであるのか、それでまた飲食業、飲食業でもこのチェーン店のような大規模なところもありますし、また、個人でやっている飲食業もあります。そういった方たちの個人事業者の方、特に小規模な方への浸透、申請の方法、煩雑で非常に申請が難しく、これじゃもう申請して給付金をもらわないほうがいいとかということも出ているようでございますが、その辺について、ちょっと説明をいただきたいと思います。

一瀬産業労働部次長 まず、どのようなものかということでございますけれども、このキャンペーンですけれども、都道府県において実施される食事券の発行事業の部分と、国がオンライン予約事業者に委託しますオンラインでポイント付与の部分がございます。この都道府県で実施される食事券発行事業というのは、かいつまんで申し上げますと、食事券の購入額に25%上乘せして食事ができるという仕組みで、具体的に申し上げますと、額面1万円の食事券を8,000円で購入しまして、1万円分の食事ができるというような仕組みになっております。

そして、この申請の方法ということですが、キャンペーンに参加できる飲食店の条件といたしまして、グリーン・ゾーン認証を取得するということが原則でございます。その上で参加の申し込みをしていただきたいということですが、これが大変難しいというお話ですが、既に商工会を通しまして、各地域の商工会の会員さんですとか、それ以外の飲食店の方にも、グリーン・ゾーンの申請の仕方、あとはG o T o イートの登録の仕方について、説明させていただいております。今後もこういった説明会を実施するとともに、ホームページも先日立ち上げて、かなりわかりやすい説明をさせていただいておりますので、多くの飲食店の皆様に申請をしていただきたいと思っております。

望月（勝）委員 今この山梨県で全国に先駆けて、グリーン・ゾーンの認証制度を仕掛けたところでございますけれども、このグリーン・ゾーンはお話がありました食事券、それも配慮するというような、非常に効果的なものであるということではありますが、この今の説明に対して紹介とかPR活動とかやっているようですけど、もう少し回数をふやしながら、それでまた飲食業の方々は、先ほど言いましたチェーン店のような大規模なところは若手の経営者や職員が入っておりますけど、個人でやっているような認証制度がとれないような状況においても、どうしても認証制度がとれなくては、駄目だということではありますが、このグリーン・ゾーンの認証制度をとらない、そういう小規模な事業者が非常に飲食業は今、山梨県では多いと思うんですね。それで、もうお店を閉じちゃうとか事業を閉めてしまうということがありますけれども、県ではその対応をどのように考えているのか、お伺いしたいんですけど。

一瀬産業労働部次長 小規模な飲食店に対してでございます。そもそも国の制度でございますけれども、これは飲食業界のガイドラインというのがございまして、これは全国统一で要するに對面の配席を避けるとか、席を離すとか、そういった基準が決められております。これを守っていただいた上で、G o T o イートに参加していただくというのは、これはチェーン店でも小規模な飲食店でも同じような基準になっております。一方、グリーン・ゾーン認証もやはりこの全国的な業界のガイドラインを参考につくっております、内容はほぼ同一でございます。ですから、グリーン・ゾーンと業界のガイドラインはほぼ同一のものとして認識しております、それでやはりグリーン・ゾーンも先ほど言ったことと重なりますけれども、説明会ですとか、ホームページの中の詳しい説明、あとはG o T o イートキャンペーン山梨県事務局で電話相談もできますので、そういった形で申請を行っていただきたいと思っております。

望月（勝）委員 特に飲食業の年配の方たちは、やはり今このネットを使うことができない方、またスマートフォンもできない方、そういう人たちがいますので、そこをよく考慮していただいて、県でも説明会を各地域、商工会を通しながらでもいいですけど、チラシとかそういうもので徹底して、やはり細かな小まめな説明をしていかないと、せっかくのキャンペーンでございますから、そこをひとつ考えていただかなければと思うんですけども、その辺についてこの説明会とかチラシとか、そういうものも少しきめ細かなもの、計画を持ってやっていくのか、お伺いします。

一瀬産業労働部次長 説明会を今後各地域で何回か行わせていただきます。あと、チラシについても専用のチラシがG o T o イート事務局、これに県は入っていないんですけども、商工団体とか民間の事業者さんでやっている事務局で発行して配布される予定です。あと、新聞広告や、テレビCM等での、これはキャンペーンの宣伝等を含めて、申請の仕方みたいなことも、ホームページを中心に説明させていただきます。

重ねて、年配の方というお話ですけども、紙ベースで申請書を書いていただいて、それをお近くの商工会で受けて、それで商工会から事務局に流すというようなルートも設定しておりますので、全て電子というわけではございませんので、紙ベースでできる申請の仕方もございますので、申請を多くの飲食店からしていただくような用意はございます。

望月（勝）委員 答弁をいただきまして、ありがとうございます。

このG o T o イート、また同じくG o T o キャンペーン、山梨県の認証制度を取り入れて他県に先駆けてやっている事業でありますから、これが非常に効果的なものであるということを、やはり他県を見てもそういう状況があれば、他県では静岡県なんかもそうですけど、これをまねしてやっているところが出てきているようですけど、やはり山梨県はそういう状況の先進県でありますから、ぜひその効果が出るような、それでまた事業者の皆さんが先ほど言いました特に高齢の方、そういう人たちがやはりこのキャンペーンに対して参加できるような体制をつくっていただければと思いますけれども、よろしくお願ひします。

一瀬産業労働部次長 説明会やチラシとか、いろいろな手段とかで多くの人が参加できるような形にしていきたいと思っております。

主な質疑等 観光文化部関係

※第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(百坂やまなし・ヒルクライムツーリズム推進事業費について)

早川委員 (観)の4ページです。百坂やまなし・ヒルクライムツーリズムについて聞きたいんですけど、先週、私と委員長の地元の富士山で、富士山ヒルクライムがあったり、また韮崎で甘利山ヒルクライムがあって、サイクリストに非常に注目されている地域ということで、私も何かできないかなと思っていた中で、こういう百坂ヒルクライムというおもしろいアイデアが出てきて興味深いんですけど、これはルートの選定次第によっては、おもしろくもなったり、いろいろ変わってくると思うんですけど、やはりこれを決める場合は、行政主導ではなく、民間やプロとか、そういう精通した、例えばですが、今中大介さんとか片山右京さんとかいると思うんですけど、そういった人たちのアイデアを使って進めていくべきだと思うので、まず概略から教えてください。

小泉観光振興課長 委員御指摘のとおり、県内には、自転車の大会が既に多く開かれておりますし、オリンピックのロードレースが開催されるということで、サイクリストの中では熱い視線を浴びているところだと思うんですけども、ただ、坂を走っていただければいいということではない。これはそのとおりだと思います。行政の目からしますと、どの坂も同じように映るかもしれませんけれども、きちんとしたサイクリストの目からしますと、斜度の急なものであったりとか、道幅であったり、安全性であったり、給水ポイントであったりとかいうところから、きちんと判断されるべきものと思っておりますので、この事業のルート選定につきましても、県内の有名なサイクリストの方、または団体の方等のお力をかりて、魅力的なルート選定ができればいいと考えております。

早川委員 東京オリンピックに選ばれた理由も、都内だと差がつかないので、坂があって、山梨県が選ばれたというのがありますので、ぜひその辺、プロの目から選んでいただきたいと思えます。そこでもう一つ、坂でもオンロードだけじゃなくて、県内にマウンテンバイクでオフロードをやっているグループもあって、それぞれ各員交流もあるんですけども、そこも非常に頑張っているんで、オンロードの坂だけじゃなくて、オフロードのマウンテンバイクの坂も入れるべきと思っているんですけど、その辺のお考えはいかがですか。

小泉観光振興課長 委員御指摘のとおり、100ルートを選定しようと思っておりますので、その全てをいわゆる舗装路、オンロードでとは考えておりません。いろいろな楽しみ方もあろうかと思っておりますので、オンロード、オフロードあわせた形で、魅力あるロードの選定をしたいと思っております。

ただ、オフロードで問題になりますのは、やはり山の中を走るといふようなこともございますので、山の管理とか、保全というところをきちんとクリアしたというところを確認しながら、どのようなルート設定ができるのかということも、きちんと調べた上で、慎重にルート設定をしてみたいと考えております。

早川委員

おっしゃったように、逆に荒れた民有林とか、そういったところを、マウンテンバイクの人たちが、責任持って管理しようというのがあるので、林務とよく連携して、その辺の選定をしていただきたいと思います。

今度は、それをどうやって生かすかですけど、100もルートがあると、なかなかおぼつかないと思うんですね。その反面、それをリピートに生かすという利点もあると思うんですけど、100個行かせたり、参加させるインセンティブというか、特徴について考えているんでしょうか。

小泉観光振興課長 100ございますので、全部いきなり達成するというのは、当然難しいことだと思っておりますので、10ルート、10個の坂を征服された方には、例えば何か記念品。また30、50というような形で段階を踏んで、その征服欲というか、制覇していこうというモチベーションを保つ、または上げるような取り組みをしてみたいと考えております。バッジを贈呈したり、サイクリストには達成すると、ジャージをというような楽しみ方があると伺っておりますので、そのようなことを参考にさせていただきながら、モチベーションの確保、向上に努めてまいりたいと思っております。

早川委員

まさに、おっしゃったように、サイクリストにはツール・ド・フランスでジャージをあげるというのがありましたよね。そういったことの工夫も。あともう一つ気になるのはお金を落とすこと、ただ日帰りで自転車に来て、登って帰るだと、お金が落ちないと思うんですね。以前、我々が視察に行った、しまなみ街道は、サイクルホテルがあったり、サイクルトレインやサイクルバスがあって、連泊したり、お金が落ちる仕組みをつくっている。その辺を考えないと、ただ日帰りでは意味がないと思うんですけど、それについて何かお考えはありますか。

小泉観光振興課長 委員おっしゃられるとおり、登って帰るだけだと、一切地域にお金が落ちませんので、しまなみ街道ということだと、距離が長い分、1泊、2泊して距離を楽しむというところもあるかと思いますが、最初に委員のおっしゃられたとおり、幾つもあるということで、きょうは2つ登って、1泊して、あしたは3つ登ってというような形で、たくさんあるということ、1つの利点といたしまして、サイクリストの方が1泊2日で土日にかけて、5個、6個の坂を登っていただけるということを考えてまいりたいと思いますし、全力で走るサイトというサイトも、当課で持っておりますので、そこにサイクリストに優しい宿というような特集を組んで、宿を紹介させていただくことも行いながら、長く滞在していただいて、県内にお金を落とすような仕組みづくりも考えてまいりたいと思います。

早川委員 最後に1点だけ、まだ早いかもしれないですけど、海外に向けてヨーロッパでは盛んなスポーツはサッカーと自転車だと言われているように、必ずヨーロッパ、世界のサイクリストに刺さってくる事業だと思うんですね。そこで、海外から来ると何泊も連泊してくれるし、お金が落ちると思うので、そこに対する政策をしっかりと考えてやっていくべきだと思うんですけど、その辺について最後にお伺いします。

小泉観光振興課長 インバウンド観光誘客ということに関しては、非常にすばらしいアイデアだと思いますので、早くルートを選定した上で、外国人の方にも刺さるようなルート選定をきちんと行った上で、海外に向けての情報発信についても、努力してまいりたいと思います。

(やまなしグリーン・ゾーン構想推進事業費について)

永井委員 幾つかお伺いしたいと思いますが、最初に（観）3ページのやまなしグリーン・ゾーン構想推進事業費ですけども、今回中規模以下ということで、対象がふえることによる増額ということで、4億9,752万円が計上されておりますが、この金額で大体どれぐらいの数の増を見込んでいるのか、まずお伺いします。

小泉観光振興課長 委員おっしゃられるとおり、今回中規模事業者まで、対象を拡大いたしまして支援をしてまいりたいと考えておまして、県内の中規模事業者は、平成28年に行いました経済センサスですと4,373事業者あると承知をしておまして、このうちの約3分の1、約1,500事業者を対象として30万円サポートするということでの予算計上をさせていただいております。

永井委員 最初に聞くのを忘れてしまいました。今現在、この30万円を使っている企業というのは、大体何社ぐらいあるんですか。

小泉観光振興課長 9月28日現在になりますけれども、ホームページ等でも公表させていただいておりますが、2,291件の申請をいただいているところでございます。

永井委員 約2,300件に今からプラス1,500件ということですが、ここまで2,291件がこの30万円を使ってきたという部分で、意外とやっぱり多いなという感じはするんですけども、そうはいつても、この事業を小規模事業者のみのときでも知らないという方がいて、今度は対象が4,300何社に向けた周知ということが、やはり重要だと思います。予算を多くここで用意してあるので、これを使ってもらわないといけないと思うんですけども、この制度の周知については、どのように行おうのでしょうか。

小泉観光振興課長 周知といたしましては、観光文化部で行っております県内20地域くらいで、おもてなしの講習会を開いて、各旅館さんでコロナ禍におけるおもてなしの実践をしていたくという事業がございます。そこにチラシを配布させていただきまして、周知を図るとともに、この議会で認められれば、新たに中規模事業者にも対象が広がるということになりましたら、改めて新聞広告を行う予定でおります。また、ホームページでも発信

する予定でありますので、そういった情報発信の拠点を使いながら広く周知を図ってまいりたいと考えております。

永井委員 わかりました。新聞広告はすごく有効的だと思いますが、先ほど言ったように、中規模事業者となると、やはり数が相当ふえてくるので、商工会議所や、商工会との連携、これは産業労働部との連携にもなると思うんですが、そういうところで私も会員になっていますけれども、一定期間でチラシが入ってくるようなものがある。やはりそういうものも利用したらいいと思うんですが、いかがでしょうか。

小泉観光振興課長 思い至らなかったところもございしますが、そういうところもきちんと利用させていただきながら、チラシ等できちんと周知をさせていただきたいと思っております。

(やまなし観光Ma a S整備事業費について)

永井委員 (観)の4ページのやまなし観光Ma a S整備事業費についてお伺いするんですが、この文章と御説明だけでは、ちょっとわかりづらいところがあるので、もう少し突っ込んでお話を伺いたいと思います。この推進協議会を設置されるということが書いてありますけれども、この中で当然そのMa a Sをどういった形でやっていくかということが話し合われると思うんですが、委員は大体何名ぐらいで、どのような方がこの推進協議会の委員になれるのか、お伺いします。

小泉観光振興課長 推進協議会の人数については、詳しいところをまだはっきりさせておりませんが、想定されるメンバーといたしましては、その推進母体になっていただく幹事団体と県、また関連の市町村で、一番プレイヤーとして重要な1次交通を担っていただく県外から運んでいただくバスやJRの方たち、また運んできていただいた方たちを実際に観光地へ運んでいただくタクシーまたはバス等の方たち、そういう事業者に入ってくださいとともに、観光Ma a Sという形をとっておりますので、各地の観光事業者の代表の方にもお入りいただきたいと思いますと考えております。

永井委員 先ほど説明の中で、スマートフォンか何かで一元的に例えばJRの手配をして、その先の交通機関の手配もできて、さらにその宿泊の手配もできるというような形だと思いますが、今、幹事母体とあったんですけども、どこかの民間企業に委託をして、その委託した企業がこのMa a Sのシステム関係も一手にやるというようなイメージでよろしいでしょうか。

小泉観光振興課長 そのとおりでございまして、全国各地で今Ma a Sの実証実験を小さいエリアで取り組みが行われております。そういう知見をためている企業もございまして、そういう企業に協力を仰ぎながら、効率的に行いたいということで、そういうところを中心に委託をしたいと考えております。

永井委員 この選定は、予算が通った後にやられるということですね。こういう形で旅行が楽

しめるというのは、すごくヨーロッパとか、そういうところではかなり進んで、いろいろとやられているということで、ニーズがあって、それで本県の観光振興は物すごくM a a Sの整備事業って重要だなと思うんですが、今から当然その協議会ができて走り始めるんですけども、大体いつごろまでに、今言ったように、これが終わったら協議会が選定され、幹事母体が決まり、大体県としてはいつごろまでに一般の観光者に利用されていく予定なのかというのを、大まかでもいいので、伺いたいと思います。

小泉観光振興課長 この議会で予算が承認されましたら、速やかに一緒にやっていく企業を選定いたしまして、推進協議会を立ち上げます。その後、実際に必要なシステムの開発であったり、プラットフォームの構築等にある程度時間をかけまして、来年の秋ぐらいには実証実験を行った上で、その実験結果を検証して、先ほど申し上げましたとおり、繰越明許費を充てさせていただいておりますので、来年度までできますが、その来年度末までにはある程度、このM a a Sが前へ進められたらいいと考えております。

永井委員 来年秋までに何とか実証実験にこぎつけて、来年度末までぐらいにいろんなめどをつけていただいて、本当にこのM a a S事業、期待をしておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

(屋外・自然で楽しむ家族向けアクティビティ開発支援事業費について)

最後に、もう一点だけ、(観)の5ページですけれども、屋外・自然で楽しむ家族向けアクティビティ開発支援事業費というのがございます。先ほどの課長の説明だと、要は新たな旅行スタイルに対応した誘客を促進するための取り組みを行うということなんですけれども、そこに屋外・自然で楽しむ家族向けのアクティビティや、ワーケーションという言葉も出ていて、ここをもう少し詳しく具体的にどんなことをやるのか伺います。

小泉観光振興課長 このコロナ禍のトレンドワードとしましては、この題字にもさせていただいております屋外や自然がございます。本県では、こういったアウトドアでの楽しみ方というのが、1つの大きな観光資源であると考えておりますので、それを題字につけて、外で遊べる事業をうまくマッチさせてやりたいと考えています。ワーケーションということで申し上げますと、例えば家族でお父さんとお母さんとお子さんが旅行したときに、お父さんが午前中や日中に、ホテルで働かれている間、お子さんとお母さんがこういうアクティビティで楽しむことで、ワーケーションへ行くお父さんの心理的なストレスも減って、家族で楽しみながらいけるというような形にもなろうかと思っておりますので、そういった使い方も想定をしながら、このアウトドアアクティビティを充実させてまいりたいということでネーミングさせていただいております。

永井委員 ということは、結局屋外での整備をいろいろする中で、次のワーケーションの整備はこの次でということなんですけど、この事業に関していうと、例えばアウトドアを活用してキャンプ場でこんな楽しみ方がありますよというモデルのコースをつくるというイメージで、こういうものがあるというのをつくった上で、それをプロモーションしていくというようなイメージになるんでしょうか。

小泉観光振興課長 全国には、そういったコロナ禍にあつて、外でのアクティビティを充実させて行うというコンサルティングをやっている会社もございますので、そういった方たちの意見も聞きながら、山梨県のそのアウトドアアクティビティであれば、どうやって応用できるかというようなことを商品としてつくり込んで、それをやっている方たちにお伝えして、商品づくりをした上で、それをまたプロモーションしていこうという事業でございます。

永井委員 これもどこかの専門の業者にこれが通ったら依頼をするということだと思んですけども、これをプロモーションに出す、これもまた今からになるかもしれないですけど、2,700万円って結構大きな金額がついているんですけど、その委託のお金が物すごく大きいのか、それともプロモーションに物すごく力を入れようと思ってこの2,700万円になっているのかわからないんですけど、これはこの予算的な部分というのは、メインでかかるのは、やはりそのプロモーションじゃない、商品開発の部分に係る委託のお金にこれぐらい結構お金がかかるということなんですか。

小泉観光振興課長 この事業内容に書いてございます家族向けアクティビティ商品の開発支援、また次のプロモーションというところで申し上げますと、開発支援につきましては、約500万を考えております。逆につくったものをきちんと消費者の方たち、旅行者、旅行を希望している方たちに届けるプロモーションに2,000万円ほどかけておりますので、プロモーションのほうに力を入れているという形になります。

永井委員 また前の質問と同じような形になるんですが、では、この部分、通ったらプロモーションで特に力を入れていく。今これから冬になっていくので、多分アウトドアというと、夏だと思んですけど、今は冬でもキャンプをやる人はたくさんいるんですけど、またさっきの質問と同じような形になりますが、いつごろ開発が終わって、いざ2,000万円使ったプロモーションというのは、大体いつごろになっていくのか、お答えください。

小泉観光振興課長 屋外ということもございますので、ちょっと冬場の時期はなかなか難しいこともあるかと思いますけれども、年明け、暖くなるまでにはいろんな仕込みをしたり、勉強会をするなどして、商品としてラインナップした上で、春先から夏にかけてきちんとプロモーションできるようにしてまいりたいと考えております。

永井委員 この夏、私も家族でキャンプに目覚めまして、いろいろとキャンプに伺いましたので、物すごくこのコロナ禍にあつても、アウトドアだから周りも安全という意識があるのかどうかかわからないんですけど、物すごい人で、県内ナンバーもちらほら、私たちも含めていたんですが、ほとんど県外ナンバーの方たちで、実は今テントのキャンプの予約サイトを見ても、10月の土日は河口湖方面や、郡内地域はほとんど埋まっているというような状況で、相当ニーズもあると思います。

よく見てみると平日も実はサイトがいっぱいになっているというところもあつて、大

体そういうのをよく見てみると、電源があるサイトがあるんですが、そういうサイトがはやり多い。ということは、今課長がおっしゃられたとおり、この事業がうまく回って、うまくかみ合えば、都内でまだ来たいと思っている人たちがたくさんいるので、そういう人たちの需要を十分掘り起こせますし、また観光客をふやすという部分に、物すごく寄与すると思いますので、この2,000万円のプロモーションに力を入れていただいて、非常にいいことだと思いますので、冬の時期、じっくり検討をして、春のキャンペーンたちの需要に間に合う形の中で、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

小泉観光振興課長 キャンプ場での過ごし方、キャンプサイトだけではなく、こういった形で新たに山梨県の中でこうやってまだ遊べますよという御提案ができれば、なお、キャンプをやりたいと、山梨に来たいという方もふえると思いますので、きちんとつくって、つくり上げたものは観光客の方たちにお届けして、魅力を発信していきたいと思います。

(美術館等を中核とした文化クラスター推進事業費について)

桐原副委員長 (観)の10、文化観光推進事業費5,070万円余、これは8月13日の地元の新聞に、県立美術館や北杜の文化施設でつくる協議会が、美術館を拠点に誘客を進めるため、5月に施行した文化観光推進法に基づき、「山梨県文化観光推進地域計画」を策定して、国に認定されたという記事がありました。全国で山梨を除くと9カ所が認定ということで、これはすごく努力をされたんだと思うんですけど、この山梨の自然、観光の新たな切り口として観光振興や、また文化財の保護に活用されることをすごく期待をするんですけど、この「山梨県文化観光推進地域計画」について、説明をいただきたいです。

河野文化振興・文化財課長 まず、文化観光推進法に基づきます事業計画につきましては、幅広い来訪者に文化資源の魅力をわかりやすく紹介する美術館などの機能強化を図る、そういう拠点計画と、自治体が地域関係者と協議会を組織いたしまして、複数の美術館等を拠点施設として機能強化を行いながら、地域と連携をして文化観光の推進に取り組むという、こういう地域計画の2つがございます。

本県は地域計画として策定しておりまして、5年という計画期間の中で4つの個性的な施設を文化観光施設として位置づけております。

峡中地域におきましては、山梨県立美術館を、峡北地域では、平山郁夫シルクロード美術館、そして中村キース・ヘリング美術館、清春芸術村でございます。

こうした個性的な美術館を拠点として、本県の強みである豊かな自然や食分野の資源と結びつけ、文化、自然、食を総合的に体感できる文化観光の体験プログラム、また作品鑑賞プログラムを開発し、付加価値の高い新たな文化観光モデルをつくりまして、地域の皆様とともに、活性化につなげてまいりたいと考えております。

桐原副委員長 峡中、峡北地域にある4つの美術館を拠点として、文化観光を進めていくということの説明いただいたんですが、具体的にどのように取り組みを行っていくのか。また今回予算計上しているこの5,070万円を、どんな使い方をしていくのか、この点についてもう少し詳しくお伺いいたします。

河野文化振興・文化財課長 具体的な事業を御説明をさせていただきます。

事業といたしましては、計画に4つの主な取り組みとして位置づけさせていただいております、文化観光拠点施設自体の魅力の増進、文化、自然、食という本県の強みを生かし結びつけて連携をしていく。更に、交通アクセスなど来館者の利便性の向上、そして国内外への情報発信力の強化、こういう4つの取り組みを柱として、計画をつくっているところでございます。

その中で、本年度事業といたしましては、作家や作品にまつわるストーリーをわかりやすく体感できるよう、高精細画像や映像、アニメーションなど、多様な鑑賞プログラムをつくりまして、作品の紹介をさせていただきたいと思っています。

また、交通アクセスなど、利便性向上の取り組みといたしましては、駅や宿泊施設などを拠点といたしまして、電動マウンテンバイクのレンタサイクルを試験的に導入いたしまして、本年度、その利用者ニーズを把握したいと考えております。

また、現代アートが地域社会とのコミュニケーションを通じて、そこに内在する問題を作品として表現する芸術ジャンルであるということに着目をいたしまして、複数の現代アート作家が県立美術館や地域で創作、発表を行うことで、山梨や地域の魅力を発掘、発信するという事業も行ってまいります。

この取り組みを通じまして、美術館と地域の新たな関係性も育んでいきたいと考えております。

桐原副委員長 県立美術館はすばらしい施設ですから、全国的にも知名度をさらに高く、また、季節関係なくできる、誘客できる強い施設だというふうに思っていますので、さらに力を入れて取り組んでいただきたいと思います。

また、今回は峡中、峡北であるというんですけど、また他の地域でもこのような計画が、取り組みができないかということについても、ぜひ研究、また検討していただいて、他の地域にもこれを広めていっていただきたいと思いますと思うんですけど、この点について再度伺いをいたします。

河野文化振興・文化財課長 本県は、県内全域に多くの文化財等が分布する文化資源の宝庫であると考えております。また、こうした文化資源を紹介する美術館や博物館、これも数多く存在していると承知しております。まず、峡中エリア、峡北エリアの2地域で実施をいたしますけれども、これらの地域の取り組みをモデルといたしまして、今後県内全域に波及させていきたいと考えております。

(やまなし歴史の道ツーリズム推進事業費について)

土橋委員 6ページですね。やまなし歴史の道ツーリズム推進事業費7,389万6,000円と出ていますけど、実は去年の代表質問のときに、お遍路さんへ回ってきた人を、ちょっと調べて四国の経済効果、そういう金額も調べたりして代表質問でさせてもらったことがあるんですけど、その行ってきた人が、もうほんとにつえは10センチくらい短くなっちゃうし、手で持つところはこんなになるんだよという、その説明を聞きながら、山梨

に108霊場あると、四国よりはるかに多く、それも春夏秋冬、桜の時期、アジサイの時期だとかいろんな、それに武田信玄にまつわる神社等がいろいろあるから、これを大都市東京のすぐ隣にいるのに、今回の連休はこれだけ回った、これだけ回ったといいながら、山梨へ来てもらってる、そういう趣味の人がいっぱいいるから、経済効果も考えて、やるべきじゃないかという代表質問をさせてもらいました。

当時の仲田部長にも、ぜひちょっと話を聞いてくれということで、四国へ行って帰ってきた人の話と一緒に連れて行って聞いたりしてやるべきだよねという話をしたんですけど、あのままになっちゃうのかなと思ってたけど、それに近づいたものなのかどうかということ、7,300万円もあってありますから、教えてください。

三井観光資源課長 この歴史の道につきましては、昭和50年代に県のほうで調査をさせていただきました。21の古道と1つの隧道ということでございまして、その街道沿いにはさまざまな神社仏閣等がございます。そういったものを活用して、またつなげてそれで歴史の道ということで活用していきたいという事業でございまして、まさに先ほど委員が御提案していただきました神社仏閣を活用するものでございます。

土橋委員 そのときに話したんですけど、今はやっているのが御朱印帳みたいなこと。ただ、行くところには大抵、御朱印帳を押すところがあったり押してもらえるようなパターンをお願いしながらやったらどうだというような、そんな話も出まして、ぜひ山梨に観光にとっても、みんな富士山ってわかっていることだし、例えば日蓮宗の総本山になりますけど、身延山があったり、そういうところもあるわけですから、もっともって県外に発表して広げる手段を考えていただきたいと。その一部がこれなのかなと思うんですけど、そういうところからでもスタートしてくれば、こんなところがあるということをおわかってくれます。山梨県内にいっぱいすばらしいところがありますから、ぜひちょっと予算がかかっても写真集でもつくってもらおうとか、ルートとか、そういうものをつくってもらって、山梨の観光の推進になればと思いますから、どうぞよろしくお願ひします。

(県内観光産業反転攻勢支援事業費について)

小越委員 (観)の2ページ観光促進指導費、県内観光産業反転攻勢支援事業費についてお伺ひします。

ここの事業内容で、宿泊事業者等に対し、一泊当たり最大5,000円と書いてあるんです。先日報道にもありました観光業者の皆さん、永井議員も同席されておりましたけども、6月補正で出されたこの同じ事業に、観光業者がタッチするのが入ってなかったということで、知事がそこは落としていたということで、宿泊業者だけじゃなくて、観光事業者にも広げるという報道があったと思うんですけども、今回の補正予算に、わざわざ宿泊事業者等にと書いてあるということは、まだ今度の補正予算には、その観光事業者は入っていないという意味ですか。どうなっているんですか。

村松観光文化政策課長 6月補正の記載につきましては、まだ、上乘せとかインセンティブについてど

のように連携ができるかということがはっきりわかっていなかったので、広い意味で旅行事業者等という記載をさせていただきました。ただ、その後、山梨県としての5,000円の上乗せはどのような形がいいかという検討をする中で、グリーン・ゾーン認証施設に特化した5,000円の上乗せということがはっきりしましたので、そこについては宿泊事業者等ということに、今回ははっきりしているので、そのような書き方にさせていただきました。

この「等」についてですが、結果的に前のスキームだと旅行する人が直販というか、施設に直接予約をしなければならない。あるいは施設が指定したOTAを使わなければならないということで、限定されてしまって、それじゃグリーン・ゾーンを取るために、一回旅行代理店を通して予約したものを取り消すようなことが発生してしまったということで、それは県としてもあってはならないことだということで、今回については山梨県内に本店・支店のある旅行事業者も代理店として参加できるということにしましたので、そういう意味も込めまして、宿泊事業者等という記載にかえさせていただきました。

小越委員 ということは、この「等」の中に観光事業者の方が入っているという理解でよろしいですね。

村松観光文化政策課長 繰り返しになりますが、山梨県内に本・支店のある旅行代理店も入っているということでございます。

小越委員 そもそも6月議会の補正予算の説明では、この「等」というところに、販売した旅行事業者等に対し、1人・泊当たり最大5,000円、これは普通に読めば販売した旅行事業者等は観光事業者ですよ。ホテルじゃなくて、普通その「等」の前が主になるので、販売した旅行事業者等に6月議会でそういうふうに説明されているわけですよ、私たちに對しては。私もそう理解していました。そうしたら、ふたを明けたらホテルしか使えなかったということになって、業者の皆さんがおかしいじゃないかと言ったんですよ。であれば、今まで旅行業者の皆さんが損失してしまったと、売り損なったということを含めて、今回の補正予算でそこに補填するようにしないと、6月の議会のこの説明書が違ってくるんじゃないですか。

村松観光文化政策課長 6月議会の課別説明書の御説明とか記載については、幅広くということで書かせていただきまして、それで誤解が生じたということであれば、それは申しわけないとは思っております。その補填ということですが、損をしたというよりも、本来得られるべき利益が、逸失利益というか、それがなくなってしまったということですので、それについて新たに損をしたから、その分を補填するということは考えておりません。

小越委員 そもそも6月議会の説明が違っていたということで、そこは訂正していただきたいと思えますし、旅行業者の皆さんもそれに期待をしていたのに、そんなことになってしまったので、その分はそれなりの、違約金とまでは言いませんけども、それなりの補償を出すって、当然だと私は思います。

(高付加価値日帰り団体旅行誘致促進事業費について)

次に、(観)の3ページ、ツアー造成促進事業費、高付加価値日帰り団体旅行ですけど、これは具体的に誰が誰にお金を出すのか、どのくらい補助があるのか、少し説明をお願いします。

小泉観光振興課長 これは県内のグリーン・ゾーン認証を取得した飲食店を利用してもらった団体旅行をつくっていただいた業者の方に県が5万円、1団体旅行ごとにお支払いさせていただくもので、この団体旅行というものは、3つ要件がございます、1つは15人以上であること。もう一つはグリーン・ゾーン認証の施設を使わせていただくこと。また1人当たり1万5,000円以上の旅行商品であること、この3つでございます。

小越委員 これは、県内旅行ということでもいいんですね。県内の旅行なのか、県外からでもいいのか。

小泉観光振興課長 県内外、どちらからお見えになっていただいても結構でございます。県内を周遊していただく団体旅行という日帰りの団体旅行ということですので、県内の旅行社が県内の方たちを周遊観光にいざなっていただいても結構ですし、県外の旅行社の方が県外の方を山梨県にお連れいただいても構いません。

小越委員 たしか6月補正のときに、日帰りではなく宿泊の同じような商品があったと思うんです。それはたしか8人とかの規模だったんですけど、今回15人といいますと、例えば東京から来る15人の団体といいますと、車でいくと2台じゃ無理で3台とか、4台とか。バスとなりますと、15人の団体というのは、かなり大きいというか、バスでも密を避けることとなりますと大型バスとなりますと、なかなか15人集まるのかというので、もう少し15人じゃなくて、この前の6月補正のときの8人とか10人に縮小したほうが、商品的には人が集まりやすいんじゃないかという声もあるんですが、いかがですか。

小泉観光振興課長 6月補正のときに上げさせていただきました団体旅行、これは宿泊に限るものがございますけれども、県外からの誘客、宿泊の県内外の方たちについては20名以上とさせていただきますいております。県内旅行につきましては8名ということでやらせていただいておりますけれども、このコロナ禍にあつて、20名というのは、団体旅行として大きいというような業界からの声もありまして、今回のこの予算案をつくるに当たりましては、20名ではなく15名と、6月補正のときより規模は小さくしております。ある程度の規模がないと団体旅行と呼べないというところで確認をいたしましたら、今コロナ禍にあつては、団体旅行は15名からだと同いましたものですから、15名と設定させていただきますいております。

小越委員 そのところはちょっと臨機応変にさせていただきまして、15人じゃなくて8人がいいのか10人がいいのかを含めて、団体で動くと、今だんだん難しくなっています

し、それで商品が集まらないこともありますので、その点は8人、10人も含めて臨機応変にこれからのことですが、考えていただきたいと思います。

小泉観光振興課長 小越委員からいただきましたアイデア、きちんと受けとめまして、また業界の方とも話をしながら、県内と県内の団体というものがどういうものであるべきかということを検討して、実際の事業を進めさせていただきたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決するべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(山岳観光や富士山について)

早川委員 山岳観光とか富士山について何点か聞きたいと思います。

本県は、南アルプスとか富士山を抱えて山岳県や山岳観光に非常にウエートを置くべき県で、コロナの影響があったということで、6月の議会で登山道とか山を点検するパトロールの人たちを助ける事業と、もう一個はグリーン・ゾーン認証の構想の中で、山小屋に対して非常に大きい補助金があったと思うんですけど、まずはその事業の活用状況についてお伺いします。

三井観光資源課長 まず、登山道点検パトロール実施事業についてお答えをさせていただきます。

委員御指摘のとおり、このコロナ禍で山小屋または山岳ガイドの方々の収入が非常に落ちてしまったということ、また、やはり山に入る人たちが少なくなったとことで、登山道の状況がわからないため、立ち上げた事業でございます。

それで、山梨百名山をパトロールするということではありますが、現時点で77の山におきまして、パトロールを実施しております。残り23につきましても、現在山岳関係の方々と交渉を進めており、できる限り全てをやりたいと考えております。

続きまして、山小屋施設支援事業費補助金でございます。こちらにつきましては、現在本県には、民間の山小屋が50件ございます。それで今現在でございますが、まだ申請書自体を受理したものは1件でございますけれども、相談については11件来ております。現在は、こういった改修がいいのかということを中心に相談を受けているところでございます。

早川委員 2番目の山小屋の補助金が問題だと思っていて、山岳県で1件受理して、1,000万円ぐらいずつもらえるやつで、このままの状況だとして来年山を開けられるのか非常に不安で、私も富士山の山小屋の人たちを集めて説明をしたんですけど、実際、富士山の山小屋でまだ申請がない状態ですよ。普通はクローズしているこの期間にやらなきゃ

いけないのに、申請がないということだと、来年もこのままじゃ不安に思うんですけど、せっかく300万円と1,000万円があるじゃないですか。これはもう一回強力にやらないと、このままだと山は開かないということになっちゃうと思うんですけど、その辺、もう一回アピールをしてほしいんですけど、いかがでしょうか。

三井観光資源課長 ありがとうございます。

現在、富士山につきましては、20件の山小屋等がございますけれども、そのうち7件から相談を受けている状況でございます。この事業につきましては、繰越明許も御承認いただいて、来年度に向けてもまだ使えるものですから、委員がおっしゃったとおり、もう一度山小屋の関係者の皆様に通知等で、この補助金の活用をということでPRをしていきたいと考えております。

早川委員 その山小屋に対する対策だけでなく、山岳観光全体に関して影響を受けていると思うんですよ。そこに通年は安全登山とかハード面の安全を宣伝していたんですけど、来年は、ソフト面の感染症対策という部分を安全な登山道と安全な施設というふうにしなれないといけないと思うんですけど、山岳観光自体についても一度どのように観光を復活させようと考えているか、お伺いします。

三井観光資源課長 このコロナ禍におきまして、非常に大打撃を受けてしまったわけでございます。委員がおっしゃるとおり、ハード面、また山小屋等のこの改修費等を使った安全面の改善といったことを進めてまいりたいと思います。あとは現在県では、このウイズコロナの中で山に入るときに、どういったことが必要なのかという5つのルールを作成しております。ホームページだけではなくて、首都圏の山岳関係も含めまして、広く周知を図っているところでございます。

また、アフターコロナになりますと、多くの方が本県を訪れていただけることが予想されますので、それに向けて今回のパトロール事業もそうですけれども、登山道の安全面の向上と、安全に登山をしていただくという意識啓発というところも、さまざまなメディア等を使って、今は山岳関係の雑誌とか、また番組等にも出演をさせていただきまして、そういったところで安全登山のPRもしております。

このようなことで、本県は安全に登山ができる場所であるということの意識づけに力を入れていきたいと考えております。

早川委員 全体的な山岳観光じゃなくて、富士山についてちょっと視点が違うんですけど、ことし山梨にあって、例年通常は1,000円ずつ大体1億円弱ぐらい保全協力金があって、それで非常に大切な事業をやっていたと思うんですけど、ことしはそれがなかったわけで、関係者が心配しているのは、それをどうするんだと。来年危ないままじゃ開けられないというところがあるんですけど、これは少しやったと聞いているんですけど、大体どのくらいの予算で、どこをやったとか、もし答えられるようならお願いします。

信田世界遺産富士山課長 富士山におきましては、富士山保全協力金と申しまして、登山者等を対象に

1人1,000円寄附をいただいているということでございます。本年度はこの協力を財源といたしまして、臨時トイレの設置ですとか救護所、それから5合目インフォメーションセンター等の施設の運営、それから下山道の維持管理ほか13項目に及び事業実施を予定しておりましたが、協力金の徴収ができないということから、今年度は一般財源を用いまして、最低限必要な事業に絞ってやっていこうということで方針を定めております。

具体的には、5合目の来訪者に登山できないことを、しっかり伝えるために5合目のインフォメーションセンターの運営は行いました。あわせて、下山道でございますけれども、1年間ほったらかしにしておきますと非常に崩落だとか損傷する箇所が拡大しまして、結果として修繕費用が拡大してしまうということがございますので、そちらにつきましては、最低限の維持管理を行ったということでございます。

費用の部分でございますが、5合目のインフォメーションセンターについては、当初1,400万円程度予算を予定しておりましたけれども、それを800万円程度、それから下山道につきましては1,500万円程度の予算を予定しておりましたけれども、700万円程度の執行になる見込みでございます。

早川委員

財源がない中で大変ですけど、富士山の観光って山梨県の観光全体に非常に影響があるので、しっかりやってほしいと思うんですけど、そこで、来年の富士登山です。コロナで新しい富士登山ということだと思うんですけど、静岡では9月に、もう来年に向けて開けるのか開けないのか、山小屋のマニュアルとか登山の新ルールとか、ガイドラインをちゃんとつくろうという動きがあったと思うんですけど、山梨県はどのような動きなのか、お願いします。

信田世界遺産富士山課長 山梨県におきましても、6月補正で山小屋施設支援事業費が成立しましたので、その執行をしっかり活用していただきたいという趣旨も込めまして、7月28日でございますが、山梨大学の医師で8合目の救護所で夏山期間にボランティアで来ていただいている先生を講師にお招きしまして、コロナウイルスがどんなものなのかということと、感染防止するために山小屋としてこういった対策が必要じゃないかという、研修会を行っていただきました。その研修会を受けて、山小屋の来夏に向けての感染防止対策というもので、ガイドラインをつくるということについて、山小屋の皆様にも県としても支援していきますので、どうでしょうかというような投げかけをさせていただいて、今話をしている状況でございます。

あわせて、補助金もしっかり活用していただけるとありがたいというお話もさせていただいております。

また、7月下旬から8月上旬にかけて、全ての登山道の16軒の山小屋を一軒一軒全部訪問させていただいて、換気の状態はどうだとかということで、ちょっと相談をさせていただいたり、8月の下旬に、もう一度打ち合わせをするという形で、地元の皆様と来年の開山に向けてしっかりやっていこうということで取り組んでおります。

早川委員

やっているということで、ただ遠い人たちはなかなか知らない。それと常々思ってい

るんですけど、海外の人でも、日本人でも富士山は山梨とか静岡とかわからないので、そういうルールづくりも、予算が違うとはいえ、静岡と連携しないと、最後にいつすり合わせが難しいので、ぜひ静岡とそういう開山をするルールとかについて、今後は連携しないとずれていっちゃうと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。

信田世界遺産富士山課長 委員御指摘のとおり、富士山は1つの山でございまして、山梨・静岡ということは、登山者にとって余り関係ない話でございまして、両県でガイドラインの内容については、しっかりすり合わせをして、違いがないようにしていくため、静岡県と意見調整しているところでございます。

早川委員 それから、ガイドラインをつくるときに、どうしても行政主導っていう感じじゃなくて、山小屋とか登山者も民間人なので、もちろん県が調整するんですけど、やはり内発的というか、自発的なルールづくりにもっていかないと、どうしても県に言われたとか、そういうふうになっちゃうので、ぜひその辺は進めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

信田世界遺産富士山課長 やはり感染症対策というものは、事業者の皆さんがしっかり主体的に御自身の問題として取り組むべきことで、行政ができることは非常に限界があると思っておりますので、皆様方がこのコロナウイルスにしっかり対応しないと、来年の開山が難しいというところについて、しっかり意識を持っていただけているように働きかけていって、自主的にそういった取り組みが広がっていくことを目指していきたいと思っております。

早川委員 最後ですが、ぜひ富士山の登山者をコロナ前に戻すということじゃなくて、SDGsでも世界遺産はあるということなので、付加価値をつけた登山に戻すということが大切で、そうやって戻したことが、山梨県内全体の観光にひもづくように、ぜひ富士山を活用して観光振興全体を考えていただきたいと思うんですけど、部長、最後に一言よろしくをお願いします。

中澤観光文化部長 まさしく今、本県が目指す方向というのは、当然コロナ前に観光が戻るというふうには、なかなかいかないだろうと思っておりますので、きちんと高付加価値をつけて、山梨県を訪れるということの中で、ほかの県よりも皆さんに楽しんでいただく、よかつたねと思っただけのような観光にしていかなければならないと考えております。その1つとして、今まで、こんな言い方をしては失礼ですけど、薄利多売で大勢の人たちだけを呼んでいけばいいというような観光から、少なくとも多く消費をしてもらえるような形で楽しんでいただけるような観光にしていこうということで、今回もいろいろな事業を打っております。これは全て高付加価値につながるものにしていくように観光部一丸となって、それから行政の皆さん方から現場の皆さん方の声をしっかり受けとめながら進めていきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願いたします。

(無尽でお助け「めざせ！みんなで100億円」キャンペーン事業費について)

桐原副委員長 無尽でお助けの件でお伺いをいたします。

ホームページを見ますと、およそ1億2,000万円で、私は一定の効果があったと思っているんですけど、これが10月12日、G o T o イートが始まるに当たって、受け付けを終了すると載っています。そこで1点、そのグリーン認証を受けなければG o T o イートの券が使えないというときに、今その認証待ちといいますか、一件一件確認をとってということで、申請がかなり出ていると思うんですけど、今たまっている分が10月12日で全部認定できるのかなという中で、このお助けをやめるのかなと、私は勝手に推測するんですけど、その点について教えてください。

小泉観光振興課長 5月から行っておりました、「無尽でお助けめざせ！みんなで100億円」キャンペーンにつきましては、委員がおっしゃられましたとおり、この10月12日、G o T o イートが始まる日の正午をもちまして、新たな登録を締め切るという形で対応させていただきたいと思っております。始まりますG o T o イートですけれども、これは県でやっていないんですけれども、グリーン・ゾーン認証を取得したところ、または申請をしたところなどとなっておりますので、申請をしていただいたところは対象になってくるのかなと思っております。一方、終わってしまうこの無尽でお助け「めざせ！みんなで100億円」キャンペーンでございますけれども、始まりましたのが5月22日からで、そのときはグリーン・ゾーン構想自体がなかったわけでございます。その後、さまざまな形で県がグリーン・ゾーン認証というものを掲げて行っておりますので、県内一丸となって、きちんと飲食店を支援しましょうというところで始めさせていただいた事業で、開始時はきちんとした効果はあったと思っております。

今後、行う事業につきましては、グリーン・ゾーンを中心に行われていくものと認識しておりますので、ここで役割を終えるという形で終了させていただきます。

桐原副委員長 今の答弁はわかりました。ただ、そのグリーン・ゾーン認証を申請しているところもG o T o イートの対象になるということが多分飲食店はわかっていない。私の住んでいる地域では、無尽でお助け10%なので、全体の中の甲州市の占める割合は物すごく大きいと思うんですけど、そのときに今申請を出しているけど、通らなくてG o T o イートになっちゃってというその混乱といいますか、ぜひその周知をしっかりしていただいて、混乱のないようにしていただきたいと思っております。きょうが9月30日で、10月12日にスタートという、もう2週間を切っているわけですよ。そんな中で、かなり短い中で切りかえることが、実際に混乱なくできるのかすごく不安に思っております。私も今御説明いただいたので、しっかり伝えますけど、なかなか難しいのかなと思いますが、これについて再度お尋ねをいたします。

小泉観光振興課長 G o T o イートの対象施設がどういうものなのかという周知につきましては、G o T o イート事務局で、きちんと周知をしてもらうように、委員からそのようなお言葉があったという話をお伝えさせていただきたいと思っております。終わってしまう無尽のほうにつきましては、新たにクーポンの発行はいたしませんけれども、引き続き、12日までに出していただいたクーポンがきちんと使えること。また、お店で使っていただきまし

たクーポン券につきましては、当初の予定どおり来年2月末まで換金の手続きをとります事務局もございますので、きちんと周知させていただきたいと考えております。

桐原副委員長 最後になります。今G o T o イートの事務局が違うからということで、縦割りで違うのは十分わかるんですけど、ぜひこういう意見が委員会の中で出て、不安に思っている声があるんだということを、しっかりそのG o T o イートの事務局に伝えていただいて、この混乱がないように短期間でもやると決めたから、私が延ばしてくれと、どんなに言っても多分延びないと思うので、この混乱をいかに少なくするかということに、しっかり努力していただきたいんですけど、大変申しわけありません、部長、答弁をお願いいたします。

中澤観光文化部長 G o T o イートのほうは、産業労働部、私と同じ中澤というのが所管部長でございますので、彼のほうにもしっかり伝えまして、もう本当に我々県職員ですら今やっているG o T o イートとかG o T o イベントとかG o T o 商店街とか、いろんなものが今動き出しますので、我々も非常に今混乱しているところもありますので、当然県民の皆さん方、より一層大変だと思いますので、そこはきっちり皆さん方に周知ができるように、県庁全体で取り組めるように私からもしっかり伝えていきたいと思っております。ありがとうございます。

(G o T o トラベルについて)

小越委員 2点ほどお伺いします。

G o T o 関係ですけども、大体出そろいまして、この間、5,000円の補助も出しているんですけど、G o T o トラベルの山梨県のこれまでの実績、テレビや新聞報道によりますと、高級旅館にいっぱい行って、そうじゃないところは少ないという話があるんですけど、山梨県の実績はどのくらいなのか、報告があるでしょうか。

村松観光文化政策課長 G o T o トラベルのほうは、国の事業ということで、具体的に何件という実績は、県ではちょっと把握することはできません。ただ、旅連幹部の方々の話を聞くと、やはり高級なところから、G o T o トラベルの割引でお得感が高いところから埋まってしまおうということで、なかなか単価の安いようなところは苦戦しているというお話は伺っております。

小越委員 消費者からすると、やはりお得感があるところで、高級なところから埋まっていく。そしてその高級旅館とかは、それを見越して先のほうまで取っておこうというものもあるかと思うんですけども、中小の旅館、ホテルですよね。このコロナのときに経済政策が効きますので、中小の旅館にどのように反映させるかというのを、やはり山梨県も考えないと、せっかくやっただけでも、大手のところだけもうかったということだと、本末転倒になるかと思うんです。

あさってから始まる地域クーポンで完了すると思うんですけど、地域クーポンはホテルとか、旅行会社にちゃんと届いているのでしょうか。

村松観光文化政策課長 大変申しわけございませんが、その地域クーポンのことについても、国の事業ということで、今実際にどういうふうに動いているかというところは、事務局がやはり国ということで、具体的に今こんな状況ですというような、詳細についてはちょっとお答えすることができません。

小越委員 それはそうなんだけど、山梨県の観光業者をどうするかという立場でいけば、どのくらいG o T oトラベルに来ているのか、どのくらいよそより少なかったのか、どういった手を打てばいいかというのは、やはり実態をつかまないと、国のことでございますから知りませんじゃなくて、山梨県の観光行政をどうするかとなったら、このG o T oトラベルで直近、11月とかでも予約を含めてどうなっているのか、ちゃんと実態調査なり、アンケートなり、声を聞かないと、次のところに進まないと思うんですよね。いかがですか。

村松観光文化政策課長 G o T oトラベルのクーポンについては今から始まるということですがけれども、トラベルのことにつきましても、7月22日から始まったというところで、県といたしましても、状況はどうかというところ、可能な限り把握して今後につなげてまいりたいと考えております。

小越委員 ぜひ例えば10月末とか11月とか、これから忘年会があつたりしますけど、それも決まっているのはG o T oトラベルもずっと2年、3年やっているわけじゃないので、どこか決めて、どこまでやっているのか、次にどうやって手を打ったらいいのか。山梨県は観光県ですけど、これじゃとても困ると。神奈川や静岡と比べどうか等を含めて、やはり実態把握をしないと、次の手が打てないと思います。ぜひそれをやって報告いただきたいと思います。

(埋蔵文化財の調査及び文化財の保護継承について)

次に、もう一点だけ、山梨県市長会から県の政策提案に関する要望の中に、埋蔵文化財の調査及び文化財の保護継承について、市長会から共通の要望書が出てまいりました。埋蔵文化財の負担の問題です。埋蔵文化財は、本来そこに持っている方々じゃなくて、その埋蔵していることを確認して、そしてそれが貴重なものかどうか試掘をして確認しない限りわからないので、基本的には開発すれば必ず埋蔵文化財を発掘しなければならなくなるんですよね。

だけど、この要望書によりますと、1つ目は、各種開発行為に係る事業の文化財について、県事業に伴う埋蔵文化財調査については、事業規模の大小にかかわらず、本来工事主体である県が調査すること、これは県の事業についても、市町村にお金を負担させているということでしょうか。本来県の事業であれば、県が全額埋蔵文化財の発掘調査のお金を持つべきだと思うんですけど。

河野文化振興・文化財課長 小越委員から御指摘いただきました本文について、詳細をしっかりと確認してございませんけれども、県の大規模開発事業につきましては、基本的に県のほうで

負担をして、やっております。

その市町村がどのようなものを要望していただいているということについては、詳細を確認させていただいてから対応させていただきたいと考えております。申しわけございません。

小越委員

市長会から上がってきたものは、各部署には行かないんだ。どうなっているのか。これは埋蔵文化財の調査及び文化財の保護・継承についての最後の45ページに載っているんですよ。ぜひそれを確認していただきたいと思います。市長会からわざわざこれだけ来ているわけですから、それでここにも決められた予算の範囲って書いてあるんですよ。この埋蔵文化財のお金、でも今これから開発が進む中では、毎年毎年試掘なり発掘せねばならない場所、それから規模はふえていくばかりだと思うんです。その予算の範囲内とといいますと、今回も埋蔵文化財の補正予算で、リニア関連で出てきますけれども、全額で大体3億6,000万円、これの半分ですから、国庫が2分の1になるから、大体山梨県の負担が2億円を切るぐらいですよ。それだと、これからやっぱり足りなくなってくるんじゃないかと。市町村が要望している金額と山梨県が持っている金額の乖離ってどのくらいあるんですか。

河野文化振興・文化財課長 小越委員からいただいた御質問でございますけれども、いつ時点のどのような内容についてお答えすればいいかということが、しっかりと理解できておらず、大変申しわけございません。この場でどういう御答弁をさせていただくのがよろしいのか、理解できていない状況でございます。

渡辺委員長

小越委員、もう一回。

小越委員

埋蔵文化財に係る費用がありますよね。それを山梨県が毎年、予算額が1億9,000万円くらいの予算しかないとします。それに対して、市町村から上がってくる金額はどのくらいあるのか。そこに差がどのくらいできるのか。断っているのもあるかもしれませんけれども。

河野文化振興・文化財課長 市町村で実施する埋蔵文化財につきましては、大体10年程度計画をいただいております。その計画を毎年、ヒアリングをしながら予算措置の対応させていただいている状況でございます。

小越委員

予算要望にある市町村の負担が超過するということはないということですか。これによると、市町村の負担が超過しているので、ちゃんと決められた補助率のまま出してくださいと。でも、予算額はもう頭で決まっていると。だから、これは出せませんというのが県の言い分。市町村からすると負担割合は決まっているんだから、ちゃんと出してくださいよと言うんです。だから、そこに乖離があるわけですよ。そこをちゃんと数字でつかんでいただいて、市町村から要望が上がっているんですから、これから開発をいっぱいして、リニアも含めてやるのであれば、これからどんどんふえていくわけで

す。でも文化財の試掘はしなきゃいけないですよ。やらなきゃいけないことになっている。

であれば、その負担を誰が負うのか。最終的には市町村がやっているわけです、民間も含めて。であれば、市町村の負担を減らすためにも、この予算をしっかりとるべきだと思います。所要額の上限を決めているのではなく、4分の1なら4分の1、必ず補正予算もつくって、ちゃんと充てるといふふうにしていただきたいと思うんですけど、いかがですか。

河野文化振興・文化財課長 小越委員御指摘のとおり、その割合の範囲内ということで、予算措置をさせていただいているところでございます。また、市町村事業だけではなく、個人あるいは事業者等が主体となりますところにつきましては、そういったところへの負担をなくすような配分なども考慮しているところでございますので、今御指摘があったところについては、改めて市町村の実態を確認して検討してまいりたいと考えております。

主な質疑等 農政部関係

※第81号 山梨県家畜伝染病予防法施行条例中改正の件

質疑

(山梨県家畜伝染病予防法施行条例中改正の件について)

桐原副委員長 この改正によって、山梨県の場合は、その対象となるイノシシを家畜している施設があるのかないのか、教えてください。

渡邊畜産課長 イノシシの飼養をしている方々は、全部で6件、頭数は現時点で、26頭ぐらい飼っているところがございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第83号 令和2年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(過疎地域活性化・雇用創出推進事業費について)

市川委員 (農)の2ページをお願いします。

過疎地域における農業の担い手を確保するため、市町村や事業者に対し、特定地域づくり事業協同組合制度とありますけど、この協同組合の制度について、ちょっと細かく教えていただきたいと思います。

勝俣担い手・農地対策課長 この特定地域づくり事業協同組合制度は、本年6月に施行されました地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく制度でありまして、過疎地域では、人口定着のための労働環境の確保が必要となりますが、農業や観光業など、単一の業種では年間を通じた仕事が少なく、定着に必要な給与水準を確保できないことから、人口急減地域内の事業者により、この組合を設置いたします。農業や観光業など、地域全体の仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事をつくり、地域内外の若者や地域おこし協力隊任期満了者などが地域へ定着できるように進めていくものであります。

市川委員 この組合をつくるには何人以上とか、そういった決まりはあるんですか。

勝俣担い手・農地対策課長 組合につきましては、4名以上で設立することになっておりまして、国からも財政的な支援が予定されております。

市川委員 今、何組合ぐらいあるか、教えていただけますか。

勝俣担い手・農地対策課長 この制度につきましては、まだ始まったばかりということで、今県内の過疎地域で2市町村ほど動きがありまして、今後この制度を活用して事業に取り組んでいく予定となっております。

(やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について)

桐原副委員長 (農)の5ページ、やまなし産地基盤パワーアップ事業費補助金について。これは補正ということで、既存の予算よりもかなり多く補正を組んでいるということでありまして。かなり使われているのかなというのと、この集出荷施設の整備と、簡易雨よけとあるんですけど、これはトンネルメッシュかなと思うんですけど、例えば対象品種があるのかなのか、その辺も教えてください。

塚原果樹・6次産業振興課長 まず、補正額1億1,126万円ということで、今回集出荷場の機能向上ということで、桃の共選所における光センサーの機能向上の実施を1カ所お願いしているところですよ。

それから、雨よけ栽培の関係になりますけれども、今回雨よけ栽培の関係につきましては、23件ございます。そのうち15件が雨よけ栽培の関係になっています。

その中は、トンネルメッシュが総体を占めますけれども、ブドウの品種等を規定しているものではありません。ブドウであれば、ブドウの雨よけ栽培ということで、今回取り入れている状況です。

桐原副委員長 結構です。

(農畜水産物ブランド強化事業費について)

小越委員 (農)の3ページ、農畜水産物ブランド強化事業費338万4,000円です。

やまなしブランドのプロモーションでロゴマークをつくるという話があったんですけど、たしか横内知事のときに、富士の国やまなしの逸品農産物「うんといい山梨さん」というのがあって、白地にわんちゃんマークなんかの顔があって、山梨の富士の国やまなしの逸品農産物「うんといい山梨さん」ですよ。このロゴマークは、今回のこのロゴマークによって、なくなってしまうんですか。

樋田販売・輸出支援課長 「うんといい山梨さん」のロゴマークでございますけれども、現状も活用しております。今回このブランドの事業については、強化ということで、現在「うんといい山梨さん」のロゴマーク等を含めて、その制度自体の検証をしております。そういったことから、現状についてはロゴマークもまだ活用しておりますが、今後どうしてい

くかというのは、ブランドの強化を含めて、全体的に考えていきたいと思っております。

小越委員 その「うんといい山梨さん」のときには、逸品農産物ということで、例えば認証、いろいろ基準があったと思うんですけども、今回のこのロゴマークをつくるに当たって、この「うんといい山梨さん」と同じ基準で、同じような中身でいくのか、全然違うコンセプトでいくとか、その基準があるのか、そこはどう違ったりするのか、同じなんですか。

樋田販売・輸出支援課長 「うんといい山梨さん」につきましては、果樹を中心に農産物を定めておりまして、その中である程度、品質の高いもので、本県農業の農産物の底上げを図って、しっかり消費者にPRしていくということで、生産者の所得向上等にもつなげていくという狙いでやっております。

今度のものにつきましては、現在「うんといい山梨さん」の課題等も検証しておりますので、そういったところも含めて、先ほど予算のところの説明させていただきましたように、新たに4パーミルやまなしイニシアチブという地球温暖化対策のキーワードですとか、あるいはアニマルウエルフェア、放牧とか、そういった家畜に優しいというコンセプトも出てきておりますので、山梨としてどういった農産物をしっかりPRしていくのがいいかということ、現在検証している最中でございます。

小越委員 正直言って「うんといい山梨さん」というのは、聞いたことはあるんですけど、余り見かけたことがなくて、もう10年くらいになるんですけど、確かにあったというのは覚えているんですけど、なぜ使えなかったのか。このシールが張ってあると、付加価値がついて東京市場やなんかでも高い値がつくとか、もっと消費者に販売が促進になると思うんですけど、その「うんといい山梨さん」の検証というか、総括というか、どうしてこうなったのかということがないと、また新しい同じマークでいいかもしれませんけど、戦略というか、これはどのくらいPRをするのか、山梨県の多分全ての農産物は、果樹だけじゃなくて、いくと思うんですけど、そこはどのように狙っていくんでしょうか。

樋田販売・輸出支援課長 先ほども申し上げましたように、現在新しいブランド戦略については、現在の「うんといい山梨さん」の検証も含めて、今後どうしていくかということ、今外部の有識者の意見も聞いておりまして、それらも踏まえて検討をしている最中でございます。

先ほど小越委員からお話がありましたように、その生産者への価格の反映というところが、私どもとすれば、それなりの成果は出ておるんですが、やはりその手間、「うんといい山梨さん」というものを県が認証するわけですけども、その認証したものについては、出荷箱に「うんといい山梨さん」マークのシールを張ってもらうとか、もともと果樹等は産地ごとにそれぞれのJA等をもとに、ブランドが確立されている部分もあります。そういったところから、なかなか手間がかかるというようなお話があり、生産者の理解が十分得られていない部分もあり、そういった課題を踏まえて、今後より消費者

にとってわかりやすい、山梨のものはいいものだということが、しっかりわかるような方向性で検討していきたいと思います。

小越委員

先日、噴水広場で開催された「バイ・ふじのくに」やまなしに行ったときに、静岡の鳥肉に、「バイ・ふじのくに」しずおかの認証マークを発見いたしまして、静岡県は平成18年からスタートをしていると。定期的に監査をしたり認証有効期間3年間でホームページに載せたり、こういう表彰、認定証もつけたりしているんですね。静岡県で鳥肉かと思ったんですけど、ありとあらゆる農産物に、このマークをつけて、静岡の農産物はこんなにいいんだよということをPRしていて、私もこれを見て、ああ、そういうことかと思ったんですけど。消費者にとって見ると、山梨が農業県かどうかというのは、全国から見てわかりませんが、農業で山梨のものはいいんだよということを知るには、こういうある程度のマークなり、それを知らしめる手だてがないと、果樹はブドウはこういうので、桃はこういうのがあるというふうにあるんですけど、全体に、山梨を底上げしていくという中では、もう少し考えていくのと、例えば、農産物だけじゃなくて、これは富士山が入っているから、もう静岡、山梨かとわかるんですけど、観光とも一緒によくみんなが知っている「でっかいどう。北海道」じゃないけど、山梨をイメージできるような観光のプロモーション等も含めてロゴとかキャッチコピーなんかを考えたかどうかと思うんですけど、観光部との連携とかはどうなんでしょうか。

樋田販売・輸出支援課長

現在検討しているブランド戦略につきましては、オール山梨体制ということで、ワイン県やまなしですとか、あるいは水についても名水というところもありますし、そういった農産物はもちろんPRをしていくんですけども、生産者の所得の向上等を考えれば、オール山梨の力を総動員して、ブランド戦略を強化していきたいと考えております。

(やまなし産地生産基盤パワーアップ事業費補助金について)

小越委員

もう一点、先ほど桐原委員からもお話がありましたやまなし産地生産基盤パワーアップ事業で、簡易雨よけのことなんですけれども、1億1,100万円のうち、簡易雨よけには23件で15件って、ちょっと意味がわかんないんですけど、幾ら簡易雨よけに支出するのか。この23件と15件ってどういう意味なのか、補助額が1件当たり幾らと決まっているんでしょうか。

塚原果樹・6次産業振興課長

まず、23件の15件ですが、23件というのは、生産資材等のリースの導入の中で23件が事業として上がってきているということになります。そのうちの15件が雨よけ栽培に関するものということになります。

それから、事業費につきましては、特に上限、下限とこの中で規定されているものではございません。

その中の事業費ということですが、計算をその分足さないと、ちょっと出てきませんので、若干お時間をいただきたいと思います。

小越委員 雨よけは、今回15件なのか、15ヘクタールなのかわからないですけど、それを、例えば1件当たり補助額は幾らか決まっていなくて、100万円でも200万円でもやりたいときにはできるということですよ。そういう理解でいいんですか、この15件というのは、それで1件当たり100万円、200万円でも15件になればということなのか、それとも、1件当たり50万円で15件なのか、そこはどういうことでしょうか。

塚原果樹・6次産業振興課長 簡易雨よけの設置の部分は、それぞれの農業者が産地基盤パワーアップ計画に位置づけられておりますけれども、それぞれの農業者が必要とする資材費の2分の1を助成するということになります。

それから、簡易雨よけの事業費の部分につきましては、総事業費が1,473万円ということになります。

小越委員 もし今15件ですけども、ほかの方がまたやりたいと、またこれから来年に向けてやはりうちもやりたいというときには、これは追加で認定されて、補助金が出るんですか、それとも15件でもう決まっているんですか。

塚原果樹・6次産業振興課長 今回9月補正でお願いしている分は、8月までの国の申し込みの部分になります。今後、国のほうで予算がある程度残があるということであれば、また募集が出てきますので、その時点でまた申し込みをするということになります。

さらに、今後国のほうで補正予算が組まれるという場合にあっては、同様に対応のほうをしていくということになります。

小越委員 以前、JAフルーツにお伺いして、この雨よけがすごく効果があるというお話を聞きました。それがあれば、晩腐病とか、べと病は、かなり防げるんじゃないかと。短梢式にすれば、下にSSが入って作業が楽になるし、長梢式と同じように収量が上がってくるということも聞きました。これから若い認定農業者などが、このような雨よけの施設栽培をしていけば、収量も上がっていくし、それから農業産業も楽になるけれども、この雨よけをもっと広げるためには、国の補助金といたしましたよね。県はお金を出していないということですよ。国はお金があれば出すということであれば、たしか県も昔はやっていたと思うんですけど、県もこの雨よけについてこれから進めていくのであれば、県もお金を出すという方向で検討していただきたいと思うんですけど、最後にそれだけ確認させてください。

塚原果樹・6次産業振興課長 委員御指摘のとおり、以前、県でこの簡易雨よけ栽培の導入を支援したことがございました。その後、国の産地パワーアップ事業というものが創設されて、こちらのほうに移行したという経緯がございます。県としても雨よけ栽培というのは、最近の気象状況の中では、これまで山梨県は非常に天候に恵まれていたということで、栽培性もよかったわけですけども、不確定要素がふえてきたということで、今後も進めていかなければならないと考えております。

県の予算等につきましては、国補事業の中での取り組みということで、現在やっておりますので、その辺につきましては、また御理解いただきながらということになるかと思えます。

いずれ、この事業を推進するために、地元JA、それから農務事務所、あと市町村、そちらのほうと協議を進めていきまして、取り組んでいきたいと考えております。

小林農村振興課長 農村振興課でございます。ブドウの雨よけ施設につきましては、当課で所管しております、未来を拓くやまなし農業応援事業の中で、現在も支援ができるメニューがございます。先ほど塚原課長がお話をしましたように、希望のあった中で、県単事業の活用につきましても検討させていただきましたが、今回導入を希望された方、皆さんが国補事業を御活用いただけるということで、当事業での執行は予定しておりません。メニューとして未来を拓くやまなし農業応援事業を活用することができますので、そちらもきちっと検討させていただきたいと考えております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第92号 訴えの提起の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑

(晩腐病の県の取り組みについて)

永井委員 本会議でも誠心会の皆川代表から代表質問がありました晩腐病の県の取り組みについて伺いたいと思います。本会議の中でもいろいろな質問があったわけですが、せん孔細菌病とは違って、晩腐病は通年というか、特別な病気ではないけれども、消毒を少し怠ってしまったところに出てくるものだと。ただ、ことしは長雨の影響があって、一生懸命農薬を散布しても、その影響が出てきているというところで、今回は、ある意味特殊な例であると、これは気象状況によっては来年、再来年もということになってく

と思うんですが、そういった部分で、ほかのものとは少し質が違うのかなと感じています。

そんな中で、皆川代表の代表質問の中で、薬剤防除、傘かけ、袋かけ等の管理について、農務事務所がJAと連携して調査を実施しているという御答弁がございました。

まず、この調査の進捗状況がどのようになっているのかということと、また、この病気が甲府はかなり早かったものと承知をしているんですが、甲府の調査状況なんかも、早いだけに、もう上がってきているものがあると思うんですけれども、そんなものがあれば、教えていただきたいと思います。

斉藤農業技術課長 ただいまの御質問にお答えいたします。

調査は随時行っております。もう早場とか中間地域は、ほぼ調査が終了いたしております。あと残すところは標高の高い一部の地域のみとなります。実際10月上旬くらいには、全ての地点である程度調査が終わるということでございます。

委員御指摘の甲府地域とか、早いところは、既に防除の状況、袋かけ、傘かけの時期の調査を行っております。ほとんどの農家の方が通年のおり、同じように防除をやっておりますけれども、それでもことは非常に多くの被害が出ているという状況ということとはつかんでおります。特に7月の雨が大きく影響しているということもわかるんですけれども、これから、ただそれだけで済ましていいものかということも含めまして、詳しく調査内容の解析を現在行っているところであります。

永井委員 例えば、早場の甲府の被害額というのは、まだまとまっていないのでしょうか。

斉藤農業技術課長 被害額の算定がなかなか難しく、量的なところは、ここでははっきり、どのと言うのは差し控えさせていただきたいと思いますが、額は、ことしブドウの単価が非常に、去年よりさらに高い状況が続いていまして、一概に額のほうで比較すると、正確な被害の状況がつかめないのではないかなと思っております。

現状で、県下全般になりますけれども、昨年同期の一番被害が多かった、甲府地区でも被害が多かった種なし巨峰の系統ですと、量的なところは約15%から20%の間で、県下全体で出荷量は減少している状況です。ただし、全てが晩腐病ばかりじゃなくて、ほかの病害も発生しておりますから、出荷の状況ということだと、そういう形になるかと思えます。

永井委員 ありがとうございます。

そんな中、去る9月2日、自民党の甲府選出の県議団で、県に対して甲府地区の晩腐病対策についての要望書を部長に提出をさせていただいたところです。その中で、薬剤防除とか、傘の購入費用の補助についても提案をさせていただきましたが、今回の本会議の答弁の中で、その辺の具体的なお話がなかったんですけれども、この件に関して、県が今後どのように対応していくのか、お伺いをいたします。

斉藤農業技術課長 9月2日は部長も私どもも、あとうちの幹部職員も議員の方からいただきました要

望書の内容を見させていただいております。まず原因の徹底究明というお話がありましたので、現在その対応を行っているわけですが、それ以外、今御質問にありました傘の関係、まず再利用できないのではないかと、破棄せざるを得ないというお話がありまして、そういったものへの支援、あるいは薬剤をもっとたくさんかければ、防除効果が高まるのではないのかという2点がございました。こちらも、技術的な側面から注意深く検討させていただいております。

結論的なお話をしますと、傘につきましては、破棄する必要はないと。洗って使えば十分使える状況であることがわかりましたので、早速これはJAのほうへその旨を伝えております。

あと、防除のほうですけれども、当日出た中でも、秋に例えばせん孔細菌病のように、防除をやったらどうかという御意見も出ましたけれども、この時期の秋の防除というのは、はっきり言ってほとんど効果がないということが、うちの病害の専門家からもアドバイスをいただいておりますので、そういったことを踏まえて、今甲府地区の防除歴の見直しという作業を進めさせていただいているという状況でございます。長くなって申しわけございません。

永井委員

ありがとうございます。

傘の部分は早くJAの方に伝えていただきたい。相当高級なものも買われた方たちもいらっしゃいますし、費用負担がかなりあるというお話も伺っています。確かに防除の部分に関していうと、あのかの意見交換の中では、秋ぐらいにやって、また春ぐらいにやってみたいなことをおっしゃっていた方がいらっしゃいましたけれども、それ自体は余り効果がない。その部分に関して丁寧にJAのほうに説明をいただきたいと思っております。また、さっき国の簡易雨よけに対しても、国の予算を使って、積極的に推進していくという御答弁があったんですけれども、先ほどの小越委員のお話で、農業振興課が簡易雨よけのプログラムがあると。それは、今度の晩腐病の対策にも並行して使えるということなんでしょうか。

小林農村振興課長 未来を拓くやまなし農業応援事業のメニューにつきましても、産地の状況、生産者の規模や面積などについて十分に検討させていただいた上で、導入可能であれば、私どもの事業もお使いいただくことは可能でございますし、当然国補事業も並行して検討をさせていただくという形になろうかと思えます。

永井委員

甲府に限らず、そういった話というのは、もう既に各JAには行っているんですかね。もし行っているのであれば、その部分は徹底していただいて、それが多分国のプログラムを使って、簡易雨よけがいいというのは、そのときの話でも、私どもも伺っているので、その部分を徹底してやっていただければ、それが一番効果的なのではないかと。来年どういう状況になるかわからないですけど、またことと同じように長雨が続くようなことがあったら、また同じことになるので、あのかに課長もおっしゃっていただけ、やってもやっても落ちちゃうから、やはりこの簡易雨よけというのが一番いいということで。だけど、さっきのお話を聞いていると、なかなか使いづらいのかなとい

う、その登録のやり方も15件という小さい範囲のお話をされていまして、甲府だけに限らず、これはもう全県での話になってきますので、数が相当多くなってくると思うんですね。そういう対応というのは、しっかりやっていただけるのでしょうか。

塚原果樹・6次産業振興課長 産地生産基盤パワーアップ事業につきましては、市町村で地域農業再生の計画をつくって取り組むということになっています。現在、甲府市もこれまで計画がございませんでしたけれども、こちらのほうをつくって多くの農家の方がその計画に基づいて取り組みができるように、今、市、それから農協、農務事務所等で協議をしているところです。

あわせて、今までこの事業も峡東地域で雨よけの導入がされてきたわけですがけれども、委員御指摘のとおり、なかなか県下全体での動きになっていないということがございますので、その辺をしっかりと各市町村、それから地元で対応します農務事務所、農協と話をして、着実に取り組みが進むように努力していきたいと思えます。

永井委員 甲府はないと言っていましたね。この計画がないということであれば、ぜひその部分で御指導もいただきたいし、また、各地域のマニュアルも今回つくるという御答弁もあったと思えます。そのマニュアルの中に、今回のいろいろな、先ほど調査をやられているということで、今の話もそうなんですけれども、課を越えて、簡易雨よけの部分と、そのパワーアップ事業の部分も精査して、ぜひ地域によってやはり甲府と峡東は若干対応が違う。ましてや甲府の地域というのは、今までほとんどなかった地域なので、そういった部分でやはりクローズアップされる。またその農家に対する負担も相当大きなものになってくると思えますので、地域別にマニュアルをつくるというのは、すごくいいなど、御答弁を聞いていて思ったんですけども、ぜひそういう細かい部分も入れて、農務事務所を通してでも結構ですので、JAと、そしてまた各市町村と連携をしながら、しっかりと来年に向けて、今回本当に黒系のブドウの収穫が半分になっているところもあるので、ぜひその部分をきっちり対応していただいて、来年の被害をできるだけ少なくしていただきたいと思えますので、よろしく願います。

斉藤農業技術課長 ありがとうございます。

委員御指摘のとおり、簡易雨よけも甲府地区というのは、今まで全く導入されていない地域で、導入に当たっては、農家の方にまず導入の効果とか、そういうものをしっかり見ていただくことが大切だと思っています。今回も簡易雨よけをやっているところと、やっていないところの防除にどのくらいの差が出るか。あとは仕立ての方法とかで、非常にやりづらいというお話もありますけれども、そういう剪定方法とかがやりづらい中でも、簡易雨よけをやって成功されている事例もありますので、こういったものを甲府に限らず導入が進んでいない地域の農家の皆様、あるいはJAの指導者の皆様に紹介して、来年度以降、晩腐病の対応ができるように、しっかりと防除マニュアル等も地域別のものを作成して、対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いたいと思えます。

(山梨県馬事振興センターの運営について)

土橋委員

山梨県馬事振興センターの運営について幾つかお伺いします。

入り口を入れて右にセンター、左側に山梨県馬術連盟の事務所があるわけなんですけれども、私は馬術連盟の会長をさせていただいております。

センターと連盟は本当に車の両輪のように、どちらの空気が少なくなっても走りづらくなる。それをうまく一緒にやっていくにはどうしたらいいかということも考えながら、兄弟のようにやっていくのが一番じゃないかと思っていますけれども、どうでしょうか。

渡邊畜産課長

県の出資法人でございます馬事振興センターにつきましては、「かいじ国体」の馬術競技場の施設として整備され、現在まで管理運営をしております。

その中で、国体の強化選手とか競技馬の育成というものにも携わっておりますので、委員がおっしゃいますように、引き続き県馬術連盟としっかり連携をして、進めていくということは変わりございませんので、よろしくお願いたします。

土橋委員

かつては、センターと馬術連盟の事務局が一緒だったなんていう時代もあって、そのころは国体へ行っても、もう常勝チームで山梨県の馬術王国を、開催地であるところよりも山梨県のほうが得点を取ってきたという時代があった。そんなころなんかセンターと連盟が同じ事務所、同じ人が事務をやったりしながら一緒にやっていたと。もとをただせば、小淵沢と県とで、馬術連盟が出資をしてつくったセンターだということで、私なんか全然知らないころの話なんですけど。ということですので、やはり馬術王国なんだと。日本一といってもいいほど、すばらしい環境の中にあって、センターと馬連が少しでも大きく大事にしていきたいと思えます。

そんな中、コロナの関係で、幾つかの大会が自粛ということで、中止になっていると思うんですけど、センターの収入のことも含めて、どんな様子だったのか、教えてください。

渡邊畜産課長

令和2年の事業計画でございますが、馬術競技場を使っていただく大会とか合宿は25というものが計画されておりました。その中で、4、5、6月と3カ月競技を休んでおまして、7月から再開をしたところでございます。

これまでに、関東学生馬術大会、全日本ジュニア総合大会、そして国内最大規模の大会でございます全日本ジュニア障害馬術大会が開催されております。

また、来月にはインカレといわれております全日本学生馬術大会が開催される予定でございます、ちょっと時期は外れましたけれども、法人経営としても何とか見通しが立った状況でございます。

土橋委員

何かちょっとほっとするところがあるんですけど、まさにそんな中、先週日本最大の全日本ジュニア障害馬術大会が開催されました。このコロナの中、自粛を呼びかけている中でも、やはり戦後を上回る集客があったと聞いております。馬の頭数からすると200頭を超えたということで、大会というと、普通1頭の馬に4人の選手が次々と乗ったりするわけなんですけど、200頭を超えるというと1頭に4人乗ってれば、もうそれで800人、ジュニアの場合は、それにお父さんお母さん、この間の大会のときに

は、私は行っていたんですけど、おじいちゃんまで、おじいちゃんといったら、おじいちゃん、オリンピックの元選手だったという人まで来ていまして、そんな中、京都から全日本の馬術連盟の会長、前会長だとかJOCの役員をやっていた竹田副会長にも来ていただいて、本当に成功裏に終了することができた。本当によかったと思っています。

そんな中で、終わる前から大体1時間以上、その大会の本部長とか、いろんな人といろんな話をさせていただいて、素晴らしい環境だよと、交通の利便性もいいし、すごくいいところだねと、日本有数の馬術競技場として今後も大規模な大会を開催していくためには、地域の活性化ということが、思いつ切りつながると思います。

実は、今出なかったけど、小淵沢グランプリという山梨県馬術連盟の理事が主催をして、私も大会会長をやって、170頭、少な目にしてください、150頭までにしてくださいということだったんですけど、断り切れずにいた馬もありまして、170頭、もうやると思ったらすぐ、うちも何か広告を出させてくださいですとか、パンフレットを作るんだったら、宣伝費を出すよというホテルが出るくらい、地域の活性化は素晴らしいものだと思うんですよ。

センターを通じて、我々も一緒になってどんどん全日本クラスの大会を誘致して、最終目標はナショナルトレーニングセンターの看板が欲しいなど。今、馬事公苑にある看板も欲しいなというところまでやっていくためには、やはりセンターが一生懸命頑張ってやってもらわなきゃいけないと思います。

このセンターとしては、いろんな要望もあると思います。こういうことだけはしておいてくださいねとかいう要望があるんだけど、どのように取り組んでいくか、よろしく教えてください。

渡邊畜産課長 先般開催されました全日本ジュニア障害馬術大会には、今、土橋委員おっしゃっていただいたように、日本馬術連盟の重鎮の皆様が御出席され、本当に豊かな自然環境と首都圏からの利便性のよさ等々について高い評価をいただいたということは、ありがたい話だと思っています。

ただ、大会を運営する上で、不手際とかいろいろな問題点や反省点もあるところまでございまして、そういうものは主催者としてしっかり協議を重ね、改善をして、きめ細かな対応に努めてまいりたいと考えております。その延長線上で、また継続してしっかりこの会場を使っていただけるような形で取り組んでまいりたいと思います。

土橋委員 最後になりますけど、この馬術競技場がね、野球でいえば甲子園というような感じで、馬術界の聖地になれるように、大会の人たちの要望等々を今、課長がおっしゃったように、もう大丈夫だよ、あそこでやれば北海道からもこの間、何頭か来て選手も来て、やっぱり来ただけのことはあったねと思ってもらえるようなことに取り組んでいただきたいと思っています。ぜひお願いします。

そこで、センターの理事長でもある農政部長から、その辺のところの御決意をいただきたいと思っています。

坂内農政部長 県といたしましては、委員御指摘のとおり、地域活性化ということで、大会があるごとにいろいろな方がお越しになって宿泊されます。そういったことで、地域活性化という点で、非常に素晴らしいものがあります。それで、関東一円を見渡しても、これだけの素晴らしい馬術競技場というものはない、これは本当に山梨県としても積極的に売り出していくべきものだと思います。

その際、やはり県馬術連盟と、先ほど車の両輪という話がありましたけれども、まさに車の両輪で一層の連携を図る中で、日馬連などの大会主催者とまずしっかりと信頼関係を築いていくと。そういった中で、いろいろなサービスを向上させるですとか、あとはいろいろな馬も来て、本当に高価な馬も来るわけですし、それをおもてなしという形で、しっかり細かい反省点も今回全日本のジュニア障害馬術大会というのがありましたけれども、そういったところの運営上の反省点なんかもしっかりと対応しながら、これからまた大規模大会を誘致するために、個別訪問を積極的に行って、大規模大会誘致をしっかりとやっていくということで進めたいと思います。

(ブドウの晩腐病について)

小越委員

先ほどのブドウの晩腐病に関しまして、本会議で皆川議員が質問した中で、知事から、収入保険の制度を進めるという答弁もありました。私も先日の全員協議会の中で、農業共済収入保険、保険制度のことについて徹底をしていただきたい。支払いも早くできるようにお願いした次第です。

それで、収入保険は、ブドウ、桃だけじゃなくて全ての品目が入ります。最大9割補填できるし、どんな減収にもオーケーだと。ただ、初年度は積立金も含めると32万5,000円かかると。青色申告も必要だと。ちょっと大変なんですけども、この収入保険なり、何かあったときの農家を支える保険制度が必要だと思うんです。

先日、農水省が出しました令和2年9月の収入保険データを見ますと、昨年、山梨県は268件加入されていて、84件支払いがあり、1億1,000万円も払っているんですよね。昨年はモモせん孔細菌病もあったので、大変だと思うんですけども、この農水省の令和2年7月末現在の収入保険の都道府県別加入状況を見ますと、令和元年山梨県は268件、そして令和2年7月は524件と、倍ぐらいにふえているわけです。加入目標というのが1,810件あって、それに対して524件、割合の目標29.0%ですけど、この1,810件目標で524件入っている。この数についてはどのように認識されているのか、まずお伺いします。

三井農政総務課長 加入目標1,810件ということですが、これは農業共済前国連が、全国で現在青色申告している方の加入目標を4分の1、25%を目標にしましょうというのが基本にございます。

これにならしまして、山梨県内の青色申告の農業者を推計したところ7,800人で、この4分の1、25%に当たるのが約2,000人、まずはその半分の1,000人を現状の目標として取り組もうということで、1,810件という数字がございまして。まずはこの半分の加入を頑張ろうということで、昨年から2年目を迎えて、農水省発表のとおり、今年度は去年の倍増524件ということで、着実にふえていますが、まだ目標とし

ている1,000人には届いておりませんので、さらなる収入保険のメリット等につきまして、広く周知して加入の推進を支援してまいりたいと考えてございます。

小越委員 収入保険もいいんですけども、やはりこの掛け金が高いと。初年度掛け捨ての部分でよければ安くなるかもしれませんが、30万円というお金を払うというのが、かなりハードルが高いのと、全員が青色申告をするのかというのも、農家の方々に負担があるわけです。そここのところの例えば青色申告をする指導とか、それから32万5,000円をもう少し減額するとか、補助するとか、そういうところはないんでしょうか。

三井農政総務課長 掛け金につきましては、掛け捨て分と積み立て分ということで、さらにその積み立てをすることによって、最大9割補償ということで、掛け金は確かに高いですけども、最終的に収入減になったときの、農業者のお手元に入る補償額というのは、共済保険と比べてその収入減の9割までが補填できる。また積立金については、そのまま御本人の積み立てとして、翌年度に繰り越されます。一概に高いからとはいうんですが、その積立金部分が相当占めております。それは御本人の積み立て分で翌年に繰り越されることになっておりますので、そういった違いがありますから、ただ単に掛け金が高いということで、確かに負担はあろうかと思えますけれども、そういった最終的なこの制度のメリットということを鑑みれば、何ともいえないところでございます。

また、確かに青色申告が条件になってございます。今まで白色の方が新たに青色申告ということになりますと、その言葉を聞いて、私は難しくて云々というふうに尻込みしてしまうというようなことも、加入が進まない要因の一つと思われまます。

このことについて、農業共済組合で青色申告についての細かい説明や指導はできないですが、青色申告の中でも簡易な申告もございますので、そういったことについても加入の促進に含めて、農済の職員が個別訪問をして、収入保険のメリットや青色申告への展開についても、丁寧に説明していると承知しているところでございます。

小越委員 全部の農家の方が入れないと思うんですね。高齢の方もいらっしゃるし、そんなたくさん規模をやっていなくて、何百万円とか、兼業で農業所得が少ない方もいらっしゃるんで、全部が全部掛けられないと思うんですけど、これから大規模化されていくとか、認定農業者などには、これがあれば、もしものときに、かなりカバーしていただけるということであれば、なるべく入っていただくことが必要だと思うんです。

それにはやっぱり周知徹底とか、32万円というのは、もう少し安くなる、上限を少なくすれば、少なくなるということもありますので、ぜひ進めるような、それにはやはり農業共済もなかなか入れない。32万円よりは安いけど、やはりお金が大変というのが、かなりの方に聞きますと、掛け捨てと一緒にじゃないかというのは、何かあったときに困るんだけど、やはりそのことも含めて、少しでも保険に補助金を出すということも、ぜひとも考えていただきたいと思えますので、そこだけ検討いただきたいと思えます。

(農業大学校の林業科新設について)

望月(勝)委員 代表質問で質問しましたが、専門学校、農業大学校のほうに、知事は、林業の新設科

を設けたいということで、令和4年から新設するというごさいます。特に今、山梨県は、林業の担い手が非常に大きな課題になっているところごさいます、それについて質問をさせていただきます。農業大学校について、幾つかの問題点もあると思ひますが、現在農業大学校にはどのような学科が設置され、そして県内、県外の生徒さんの在校状況、それからこの農業大学校は、立地的に北杜市にあって非常に交通の便も不便だということも聞いておりますけど、そんなことも含めながら、その状況をお伺ひしたいと思ひます。

斉藤農業技術課長 ただいまの御質問にお答えしたいと思ひます。

現在、農業大学校には、1学年定員が30名の養成科というものと、定員が若干名になりますけれども、専攻科という2つがあります。それぞれ2年間のカリキュラムで勉強しております。

現在、この養成科の1年生は、定員いっぱい30名で、2年生が28名ごさいます。その上の専攻科の1年生が定員若干名ですけども、これが3名で、2年生も同じく3名ということで、現在64名の学生が在学して、農業の勉強をしている状況になります。

あと、県外からの方の割合ですけども、やはり農業大学校は各県にもありますので、比較的少ないですけども、この5年間を見ますと、昨年だけ1名だったんですけども、ほかの年は2名ずつということですから、定員から見ると、1割弱くらいの方が県外から来ている状況であります。

県外の方は、もちろん通うことは不可能ですから、北杜市の長坂の周辺にアパートを借りたり、あるいは中央線が通っていますので、中央線沿いにアパートを借りて通学しているということごさいます。

望月（勝）委員 今、答弁いただきまして、生徒さんも県外から来る方は非常に少ないということごさいますけれども、これから林業の新設科ができると。恐らく他県にはもうこういう大学の4年制の中に林業の専攻科があります。そこでいろいろな技術、測量とか全てを学んで習得する。だから、国家試験とかいろいろな資格も取れるということごさいます。ただこの山梨県の場合には2年の専攻科というんですか、農業大学校の中に2年生の林業科を設けたいという話ごさいますけど、これは2年間の林業科を設けていく、その特典といいますか、何かそういった資格を取れるカリキュラムを組んで計画をしているのか、令和4年だったら、あと1年か2年あれば、もうその時期が来ちゃうと思うんですけど、その辺の計画を教えてくださいたいと思ひます。

斉藤農業技術課長 現在農業大学校では、これは農業の学生ですけども、例えば毒物劇物取扱責任者とか、あるいは農業機械の関係の資格と、さまざまな資格がカリキュラムの中に既に組み込まれて、2年いればその資格がほぼ、ほとんどの方が取得できるような状況になっております。

今度新たに新設します林業関係の学科でも、やはり林業に必要なさまざまな資格、免許、そういったものがあるかと思ひますので、今後やはり学校のカリキュラムの中で、

そういうものが資格取得に向けて、就学ができる内容につきましても、検討してまいります。

あと、やはり共通して取れる内容のものはあると思いますので、そういったものは、農業と林業のほうで、共通した内容ということで、資格の取得等に向けた勉強を積んでいただけるような内容にしていきたいと考えております。

望月（勝）委員 今の答弁の中で、農業と林業、共通点もあるし、またそういったところで、教師の教えるほうも共通の科目を教えることができるかもしれませんが、林業専門の教授ですか、そういう方への手配というんですか、林業科を設けるということで、そういう専門の先生、教師がいないと、ちょっと林業のほうも大変じゃないかと思うんですね。それで、林業は特に農業の場合には、この平地の場所のいいところで生産をしますけど、林業の場合は、かなり山林の中に入ってやるとか、また事故とかそういうものもあり得えますし、また、機械も大型の機械も使う、そういう状況もありますので、新設科において、そういう教師とか、今言った機械とか、そういった現場作業に特に従事できるような体制をどのように持っていくのか、教えてください。

斉藤農業技術課長 林業の中の細かいカリキュラムについては、今後中身は細かく精査して、カリキュラムの組み立てのほうをしていくつもりではありますけれども、委員御指摘の林業には林業のやはり性質がありまして、当然農業は農業大学校で今のところに演習圃場が、結構広いものがあるんですけれども、やはり林業の場合は山といいますか、森林が必要ということで、そういったさまざまな相違点等もございまして、いずれ現在の農業大学校のように、一定のスキルが身につけられるようなカリキュラムを編成していきたいと。

あとは、教える職員ですけれども、農業のほうは我々のところの農業技術職の専門の職員が教えておりますので、林業につきましても、同じく林業の技術職の職員の方とか、あるいは森林総研の研究をやっている方とか、さまざまなスペシャリストの方がいらっしゃいますので、そういった方のお力をいただきながら、学生さんに教えていくという方向になるのではないかと考えております。

望月（勝）委員 今の答弁で、山梨県にある森林総合研究所との協調性を持ちながらやるとか、また県内にはすばらしい県有林もたくさんあります。そういうところを、やはり現場の作業の中で実習林として活用していくのか、それともそういう実習林がまた宿泊施設をつくって、そうした施設を充実したものにしていくのか、2年間ですから、本当にもう最初からしっかりした取り組みをしないと、中途半端な科になってしまう。普通大体4年制でみんなやっているんですよ。そういう中で、2年生で専攻科でやるということは、非常に私も危惧するところがあるんですけれども、そうした中途半端な科になってしまうとは思っているんですけど、そこらの充実感を、林務との兼ね合いもあると思うんですけど、坂内農政部長さんの心意気を、知事のそういう動きもありますから、ちょっとお聞きかせ願いたいと思います。

坂内農政部長 このたび林業学科というのが新しく設置されるわけなんですけれども、森林総合研究所との連携を密にして、あとは先ほど課長からも答弁があったように、教育に協力するとともに、せつかく林業と一緒になるわけなので、両者のシナジー効果も追っていききたいなと思っています。

例えば、その共通する課題としては、鳥獣被害の関係とか、農地でも鳥獣害問題がありますし、もちろん林業でも鹿の食害というのは、非常に大問題になっています。そういったところで、例えば、カリキュラムの中で、鳥獣被害のそのくくりわなの関係の講義を設けるといふ話も検討されているように聞いていますので、そういった両者のシナジー効果を生かすために、例えば共通する科目については、森林総研のほうからウェブを使って授業を受けるということにすれば、距離的な問題は克服されますし、そういった形で拠点や役割分担を明確にして、あとは専門性も同時に追求していくということで、2年間で濃密なカリキュラムの中でしっかりと林業の担い手についても、農業の担い手と同様に確保育成していきたいと考えています。

望月（勝）委員 坂内部長の今のその御意見、また知事のそういう見取りがあると思うんですけど、今非常に県内の森林組合、また林業従事者まで、民間の方、非常に林業科の新設というものに対して期待をしていますので、2年間で本当に実りのある実践で使えるような生徒さんを県内に配置していただけたらと思いますので、よろしくお願いします。終わります。

主な質疑等 産業労働部関係

※付託案件 第83号議案 追加説明

質疑

(出張労働相談会について)

小越委員 今まで配られているチラシ、ホームページはすぐ更新できると思うんですけど、配られているチラシですとか、ポスターとか、それは回収するんですか、差しかえるんですか。

小俣労働委員会事務局次長 まず、ホームページにつきましては、午前中御指摘がありましたので、現在のところのおもて面の出張労働相談会のところだけが見られるように変更してあります。そして、配布したチラシにつきましては、国や県、市町村等に配布したのにつきましては、別途印刷をし直しまして、送ったものについては回収するという形で処理を進めたいと考えております。

なお、ポスターにつきましては、出張労働相談会のおもて面のみのものになっておりますので、裏面のほうはポスターはございませんので、そちらのほうは変更ございません。

小越委員 どうしてこんなことになったのか、ぜひ考え直していただきたい。誰かがこれをつくったと思うんですけど、労働委員会事務局の中で、また労働委員の先生方がいますよね、弁護士なども含めての、弁護士さんたちを含めて、こんなことをやっていたのかになるわけですよね。どうしてこんなことになったのか、誰もこんなことに気がつかなかったのか、よかったと思ったんでしょうね、きっとね、これでも別に何とも思わなかった。そのこと自体がやっぱり労働委員会の中で事務局なりの問題があると思うんです。そこをしっかりと反省というか、どうしてこうなったのかを含めて考えておいていただきたいと思います。

主な質疑等 企業局関係

※第85号 令和2年度山梨県営電気事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第86号 令和2年度山梨県営温泉事業会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※第87号 令和2年度山梨県営地域振興事業会計補正予算

質疑

(地域振興事業会計について)

桐原副委員長 補填する額9,693万4,000円、この積算根拠を教えてください。

瀧本企業局総務課長 補填する額9,693万円につきましては、丘の公園を閉めていた時期が4月1日から5月24日になりますので、過去この3年間の同じ時期の実績を参考にしまして、補填をすることとしております。具体的には、休館期間に指定管理者が得られたであろう収入を基準に、免れた費用を控除して算定するというので、一般会計におけるほかの指定管理者の施設と同じ考え方で積算をさせていただきます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

※所管事項

質疑 なし

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配布資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、県内調査を10月29日に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以 上

農政産業観光委員長 渡辺 淳也